

水防法・土砂災害防止法に係る各種取組に関する説明会

平成30 年10 月1 日（月） 14:00～16:00

平成30 年10 月4 日（木） 9:30 ～11:30

会場：豊田市役所 東庁舎 7 階 東大会議室 3 ・ 4

本日の説明内容

- 1 水防法、土砂災害防止法の改正内容について
- 2 市内の浸水想定区域、土砂災害警戒区域の指定状況
- 3 避難確保計画の作成方法について
 - (1) 洪水編の避難確保計画作成方法
 - (2) 土砂災害編の避難確保計画作成方法
 - (3) 災害時の情報収集・伝達手段
 - ・ 情報収集手段（国・県関係HP、各種サービス紹介）
 - ・ 市からの避難情報
- 4 作成した計画の提出方法について
- 5 今後の取組事項について
 - ・ オープンハウス方式による作成支援・相談会

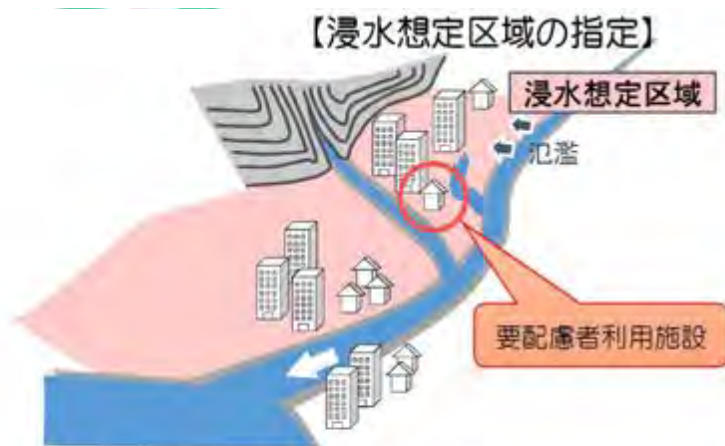
1 水防法、土砂災害防止法の 改正内容について

愛知県 建設部 河川課

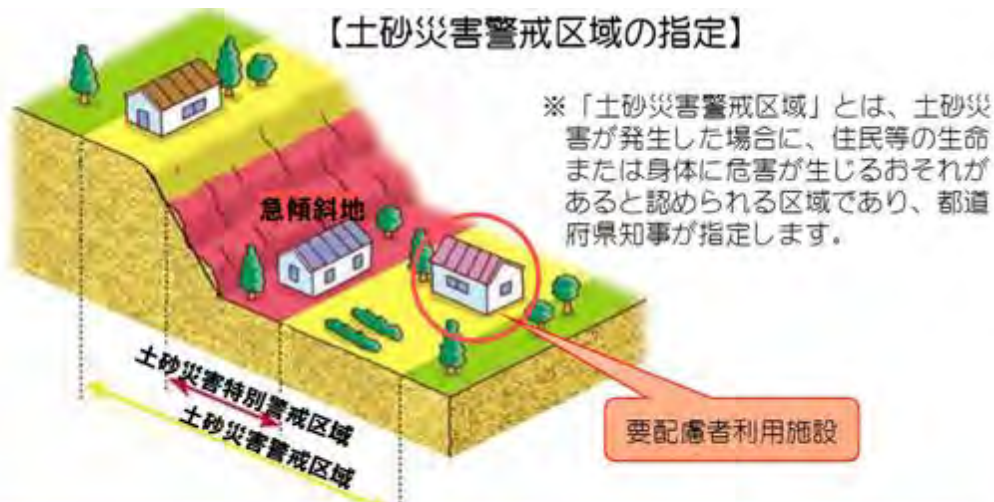
水防法・土砂災害防止法の改正

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が**義務**※となりました。

要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

※対象施設は市町村地域防災計画に定められた施設

水防法・土砂災害防止法の改正

① 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画

- ・ 防災体制・避難誘導 ・ 施設の整備 ・ 防災教育及び訓練の実施
- ・ 自衛水防組織の業務（※水位防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
- ・ その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

② 市町村長への報告

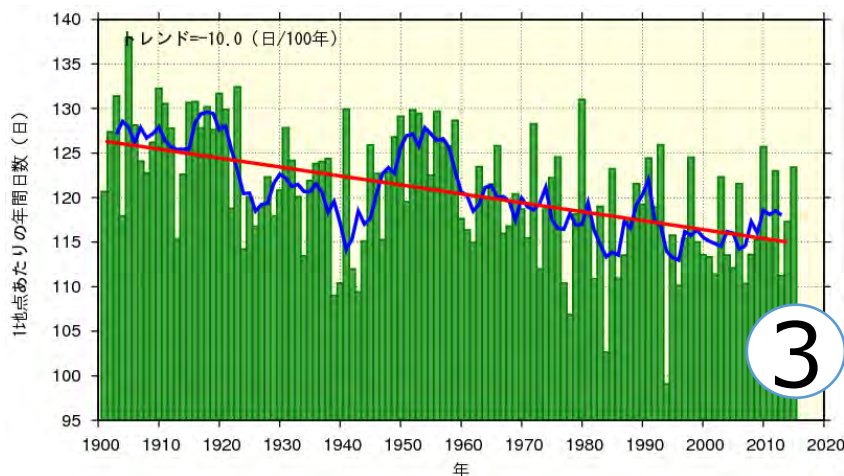
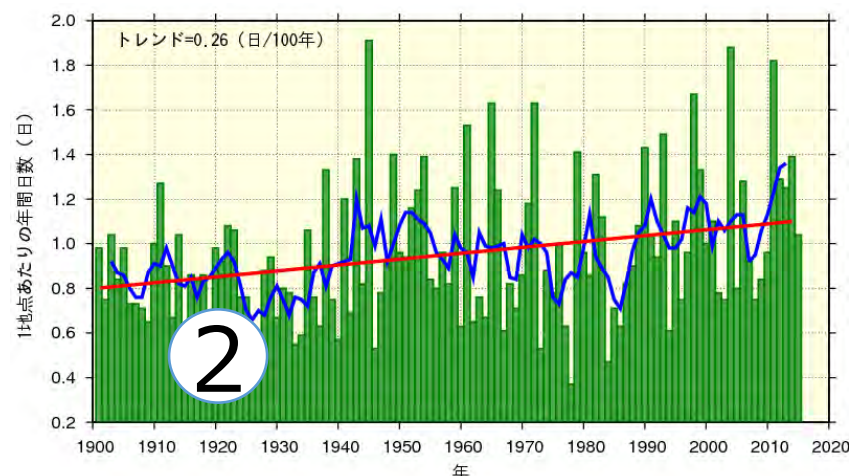
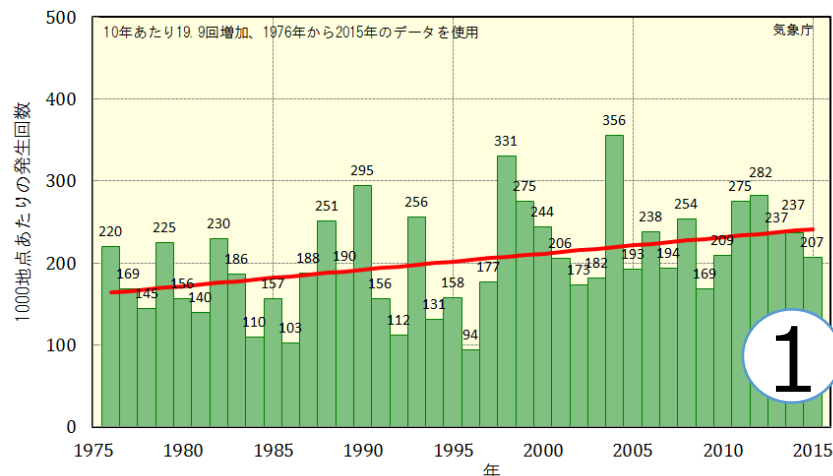
- 避難確保計画を作成・変更したときは、**市町村長に報告**する必要があります。

③ 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。

■ 極端な雨の変化傾向

- **“非常に激しい雨”や大雨の頻度は増加傾向。**
- 一方、降水日数は減少傾向。



- ① 1時間降水量50ミリ以上の年間発生回数 (1976年～)
- ② 日降水量100ミリ以上の年間日数 (1900年～)
- ③ 雨の降る日 (日降水量1.0ミリ以上) の年間日数 (1900年～)

■ 段階的に発表する防災気象情報の活用

大雨の約1日前

気象情報

市町村からの
避難情報

大雨の可能性が高くなる

気象情報・空の変化に注意



半日～数時間前

注意報

災害が起こるおそれがある

災害に備えた **早めの準備**



数時間～2時間前

警報

避難準備・高齢者
等避難開始：

お年寄りの方や、体の
不自由な方、小さな
子ども連れの方は、先
に避難を開始

重大な災害が起こるおそれがある

避難に時間のかかる方と、その
手助けをする方は速やかに避難

土砂災害警戒情報

指定河川洪水予報

記録的短時間
大雨情報

避難勧告

避難指示(緊急)

- ・ **速やかに（または直ちに）避難**
- ・ **移動が困難な場合は、
家や施設の中の安全な
場所へ（垂直避難）**



広範囲で数十年に一度の大雨

特別警報

重大な災害が起こるおそれが**著しく**大きいときに発表。

※「避難準備情報」、「避難指示」の名称は、平成28年12月26日に変更されました。

重大な災害とは 被害が広範囲に及ぶ、または激甚な被害をもたらす災害をいう

過去の水害の振り返り

平成28年 台風10号による小本川の被害概要 (平成28年9月16日時点)

- 岩手県岩泉町の小本川と支川清水川において、溢水、越水、決壊により広範囲で浸水が発生しました。
- この洪水によりこれまでに、浸水面積242ha、床上浸水118戸、床下浸水39戸の甚大な浸水被害が生じるとともに、**小本川沿川の高齢者福祉施設では、9名の死亡が確認されました。**

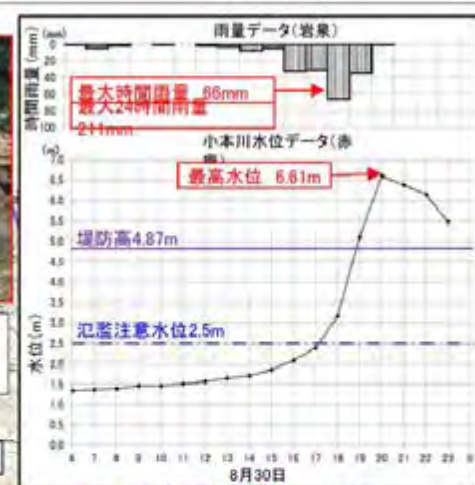
流木堆積状況



浸水解消後の流木等散乱状況



流入した土砂による車の埋没状況



1. 過去の水害の振り返り

● 平成28年 岩泉町の高齢者グループホームの被害に関する主な動き

【施設管理者】：避難行動に踏み切れなかった。

- 被災した要配慮者施設では避難マニュアルがなかったため具体的な行動として何をすればよいかわからなかった。
- 『避難準備情報』の意味が、「要配慮者を避難させるための情報」であることが、施設管理者に理解されていなかった。（9:00頃に町全域に発令）
- 町からの状況報告依頼（16:40）があり、理事が町役場に向かい、16:55撮影時点では地盤面から20 cmほど低い水位を報告。その時点では5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があるため、避難を開始する必要はないと理事は判断。
- 施設では、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできて、施設の1階は水没。
（19:45）

【行政】

- 小本川は水位周知河川に指定されておらず、県は浸水想定区域も公表していなかった。
- 町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。（17:20）

【参考資料】過去の水害の振り返り

- 被害当日の要配慮者利用施設の対応状況は下表のとおりでした。
- 計画を作る前に、この資料を読んで、イメージしてみてください。

時刻	8月30日の主な動き	
5:19	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報を発表	
9:00頃	● 岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令	岩泉町全般、役場に関すること
10:16	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表	被災した社会福祉施設に関すること
13:30頃	● 通所に1時間以上を要する人もいることから、通所者は家に送った。	
14:00頃	● 岩泉町の防災担当者が水位を確認しながら数回に分けて本団分団長に連絡し状況を確認し、 避難勧告を発令（安家（あつか）地区の一部133世帯（小本川流域外））	
15:00頃	● 岩泉町は、総務課長以下5人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を5人から10人に増員した	
16:40頃	● 岩泉町から社会福祉施設に対して状況確認の依頼がきた。それを受け、社会福祉施設の理事自身で撮影した川のビデオ映像（16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位）を役場に見せるため、理事が町役場に向かい、小本川の状況を報告。その時点では避難を開始する必要はないと理事は判断。 5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があると判断していた。	
16:47	● 盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話 ● 「岩泉町では、50年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2～3時間は強い雨が続く見込み。引き続き厳重な警戒をお願いします。」	
17:20頃	● 岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話 ● 「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位2.50mを超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」（岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた） ● 岩泉町は、避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、住民からの電話対応に追われ、町長に報告されなかった。	
17:30頃	● 理事が役場から戻った。駐車場が浸水し始めていたため、車を近くの高台に上げた後に楽ん楽んの入所者をふれんどりー岩泉に避難させようと考えた。 管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。 車を順次高台へと移動させていったが、4往復目には氾濫流にハンドルをとられ、理事は社会福祉施設に戻れなくなった。その後、社会福祉施設まで歩いて移動しようとしたが、氾濫流に飲み込まれた。	
17:30頃	● 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸	
18:00頃	● 18時11分に夜勤職員から楽ん楽ん管理者の携帯に、風が強いため弱まってから出勤したいという連絡があった。その後、携帯の電波も不安定になった。 この夜勤職員は19時頃に風が弱まったので出勤しようとしたが、道が壊れていて出勤できなかった。 ● 楽ん楽んでは、急に水位が上がってきたため、管理者が利用者をベッドの上等に誘導したものの、その後、大量の水が一気に流れ込んできた。 グループホーム管理者は、水中で身動きがとれない中、怖くてベッドから降りてきた利用者1名を抱きかかえ、柱にしがみついていた。 ● ふれんどりー岩泉には職員が8人おり、1階で浸水に気付いた職員が2階にいる職員に知らせようと建物内を歩いているうちに、1階（居室なし）から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、 2階にいた入所者を3階に避難させた。 エレベーターが使用できなかったため、階段により1人ずつ避難させた。避難完了は19時頃。	
19:45頃	● 楽ん楽んの1階が水没 （天井近くの時計がこの時刻で停止）	

7月21日の大雨により山口県内で発生した土砂災害

中国地方を中心に広い範囲で降雨を観測し、各地で土砂災害が多発
山口県防府市では土砂災害により**14名死亡**〔詳細調査中〕



7月21日に山口県内で
159件の土砂災害が発生
〔土石流:59件
がけ崩れ:100件〕
現在詳細調査中



防府市しもだい(4名死亡)
土石流により集落及び国道262号が被災



※国土技術総合研究所及び土木研究所の土砂災害の専門家により現地調査を実施し、山口県に技術指導を行った



防府市まなおい(2名死亡)
土石流により集落が被災



防府市なみ(1名死亡)
土石流により集落が被災



防府市まなおい(7名死亡)
土石流により老人ホームが被災

7月21日の大雨により山口県内で発生した土砂災害

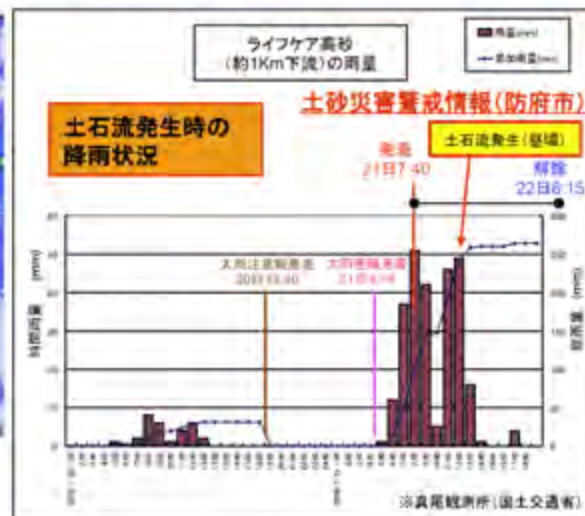
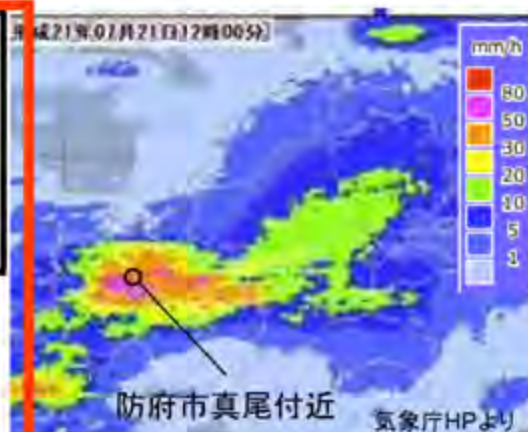
- ・山口県防府市、山口市で平成21年7月21日昼頃土石流が発生。
- ・防府市真尾の特養老人ホームライフケア高砂などが被災。
- ・死者14名のうち65歳以上が13名。

特別養護老人ホームライフケア高砂の被災状況

- 被災日時: 平成21年7月21日 昼頃
- 被災状況: 死者7名
- 土砂災害の形態: 土石流
- 気象状況: 連続雨量 264mm
 - ・最大時間雨量 51mm(21日7:00~8:00)
 - ・土砂災害警戒情報の発表(発表時間7月21日7:40~22日8:15)
 - ・24日からの降雨による土砂災害警戒情報の発表(発表時間7月24日18:25~27日6:05)
- 法指定等: 土砂災害警戒区域(H20.3.25)

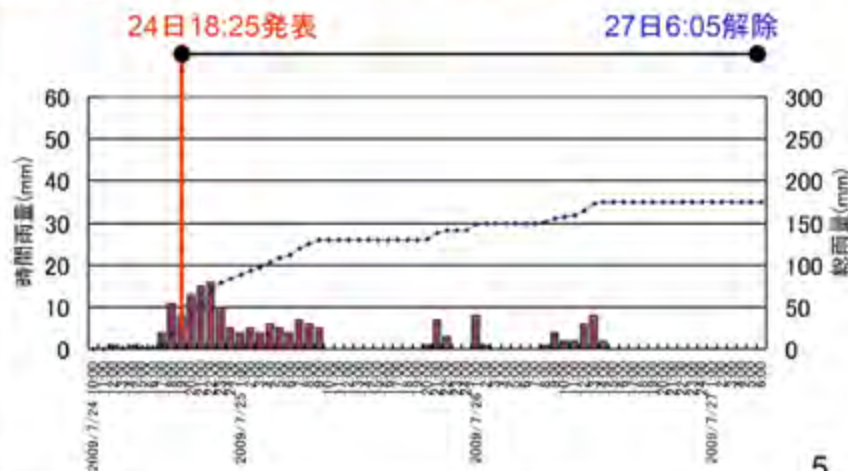
防府市における警戒避難に係る対応状況

- 21日
 - 4:18 大雨警報発表
 - 7:40 土砂災害警戒情報発表
 - 県から防府市に自動的に土砂災害警戒情報のFAX送信
 - 8:30 防府市災害対策本部設置
 - 11:00 避難の呼びかけを受け、中関2世帯5人、牟礼4世帯6人、富海1世帯2人、大道1世帯1人、佐波1世帯1人、松崎2世帯5人、右田1世帯2人が自主避難
 - 12:15頃 ライフケア高砂被災(時刻は新聞情報)
 - 14:10 右田市上132世帯に避難勧告を発令
 - 16:10 神里164世帯376人、勝坂40世帯92人に避難勧告発令
 - 17:20 真尾下郷47世帯117人に避難勧告発令
- 24日
 - 降雨により避難勧告等の対象地区を大幅に拡大
- 26日
 - 12:00 報道によると約13,000世帯に避難勧告等を発令
- 27日
 - 12:00 引き続き地区を限定して避難勧告等を発令中



7月24日(金)以降の降雨状況

土砂災害警戒情報(防府市)



2 市内の浸水想定区域の 指定状況

愛知県 建設部 河川課

- 洪水により、相当な損害を生じるおそれがある河川を洪水予報河川、水位周知河川に指定

新川、天白川、日光川
境川、逢妻川 (5河川)

気象台と河川管理者が共同で
洪水予報を水防管理者等に通知す
ると共に報道機関を通じ一般に周知

八田川、矢田川、香流川、内津川
扇川、山崎川、大山川、五条川
青木川、領内川、蟹江川、福田川
阿久比川、矢作古川、乙川、広田川
猿渡川、籠川、逢妻女川、音羽川
柳生川、梅田川、佐奈川（23河川）

避難判断水位への到達情報を水防管理者等へ周知

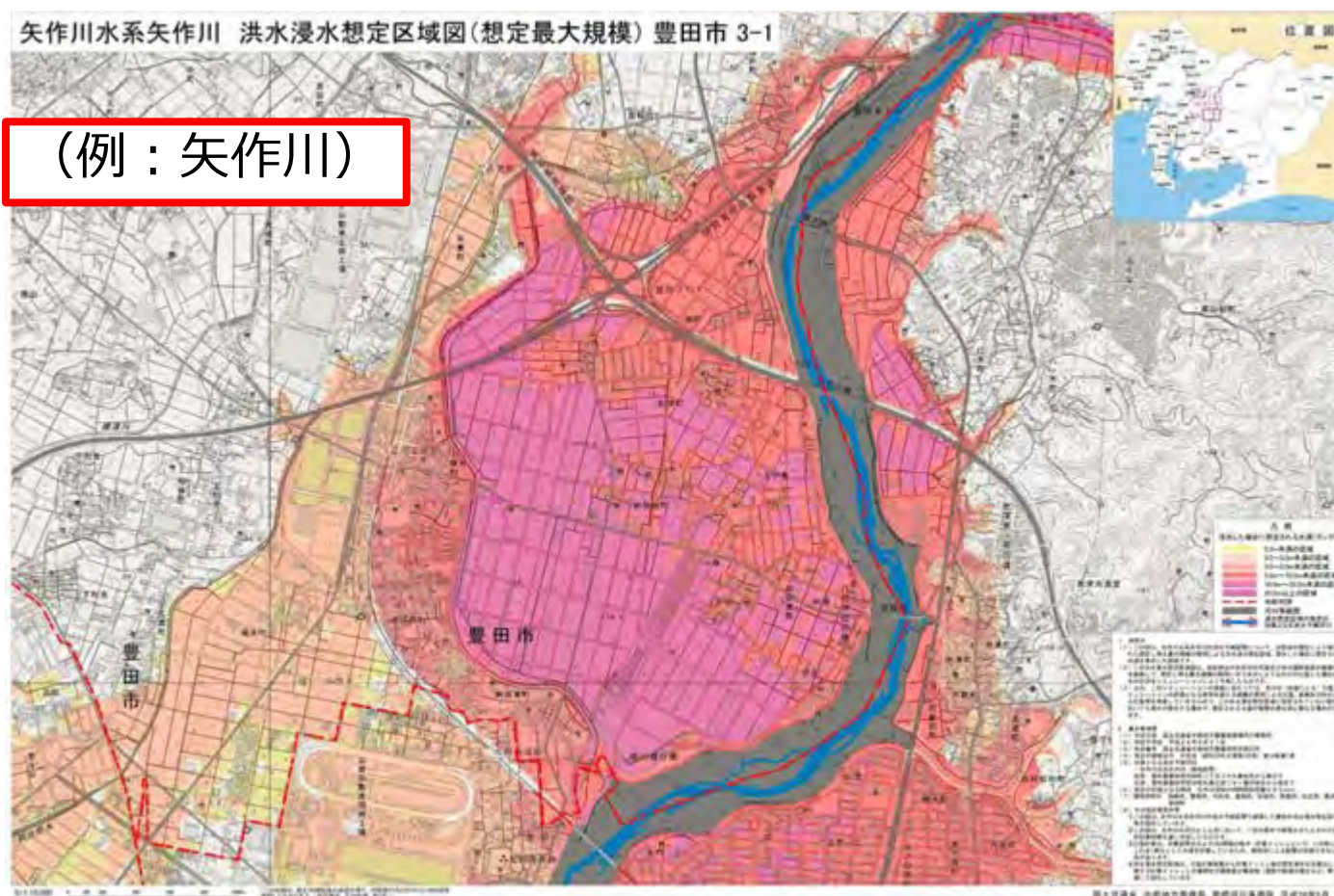
木曽川、長良川、庄内川、矢田川、
矢作川、豊川、豊川放水路
(7河川)

○全て洪水予報河川

——：国管理河川

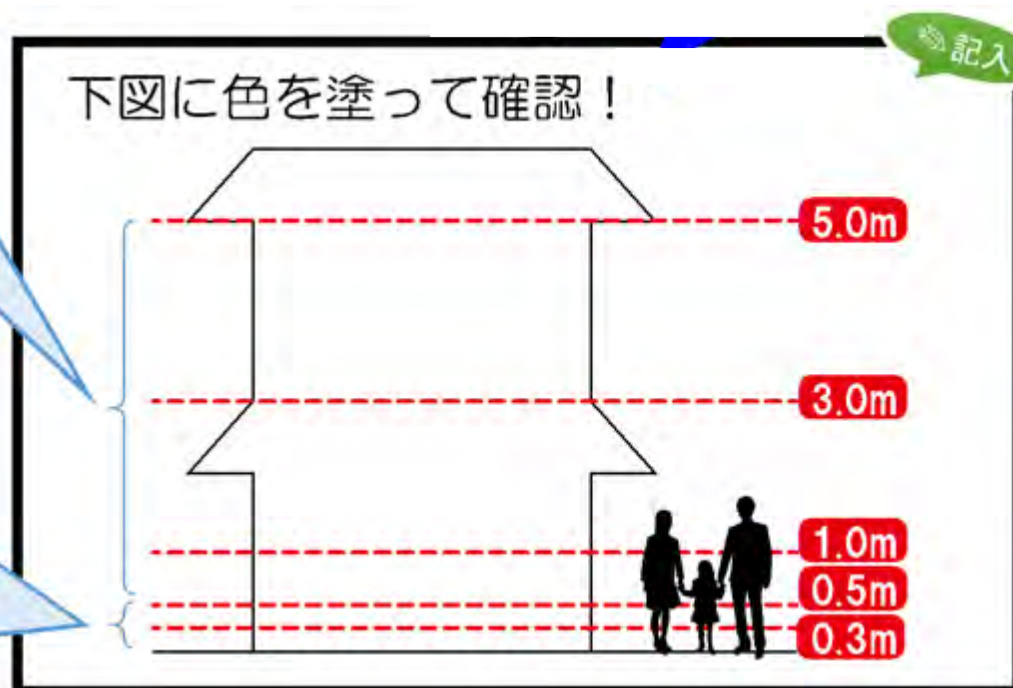
浸水想定区域図

- 浸水想定区域図は、洪水予報河川・水位周知河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示す図



浸水深と建物のイメージ

- 浸水想定区域図には、その地点での浸水想定深（想定される水の深さ）が示されています。



浸水想定区域図の確認方法

●国・県のWEBサイトからダウンロード



The screenshot shows the official website of Aichi Prefecture. The header includes the Aichi Prefectural Government logo and navigation links. The main content area is titled '愛知県 洪水浸水想定区域図' (Aichi Prefecture Flood Inundation Potential Map). Below the title, there is a section titled '洪水浸水想定区域図とは' (What is the Flood Inundation Potential Map?). This section explains that the map is based on the 14th article of the Water Defense Law and is used to warn of potential flooding. It also mentions that the map is based on certain conditions and is subject to change. A link to '印刷用ページを表示する' (Show print page) is provided. The page was last updated on March 23, 2018. At the bottom, there is a section titled '洪水浸水想定区域図の閲覧方法' (How to view the Flood Inundation Potential Map?), which states that the map is available for 28 rivers in Aichi Prefecture.

愛知県 Aichi Prefectural Government

利用について 読み上げ・ふりがな 背景色 白 黒 青 文字サイズ 標準 拡大 G 言語を選択 検索

組織でさがす > カレンダーでさがす > 目的でさがす > Google Custom Search

ホーム 暮らし・安全・環境 観光・文化・スポーツ 健康・福祉 教育・子育て しごと・産業 県政情報

現在地 ホーム > 組織でさがす > 河川課 > 愛知県 洪水浸水想定区域図

愛知県 洪水浸水想定区域図

印刷用ページを表示する 掲載日:2018年3月23日更新

洪水浸水想定区域図とは

洪水浸水想定区域図は、洪水予報河川もしくは水位周知河川に指定することに合わせ、水防法の第14条に基づき告示するものです。

水防法は洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防ぎ、その被害を軽減することによって公共の安全を保持することを目的に制定されています。

洪水浸水想定区域図は、その水防法において洪水予報を行う河川、もしくは水位周知を行う河川に指定された河川について、その河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、浸水想定区域として指定するものです。

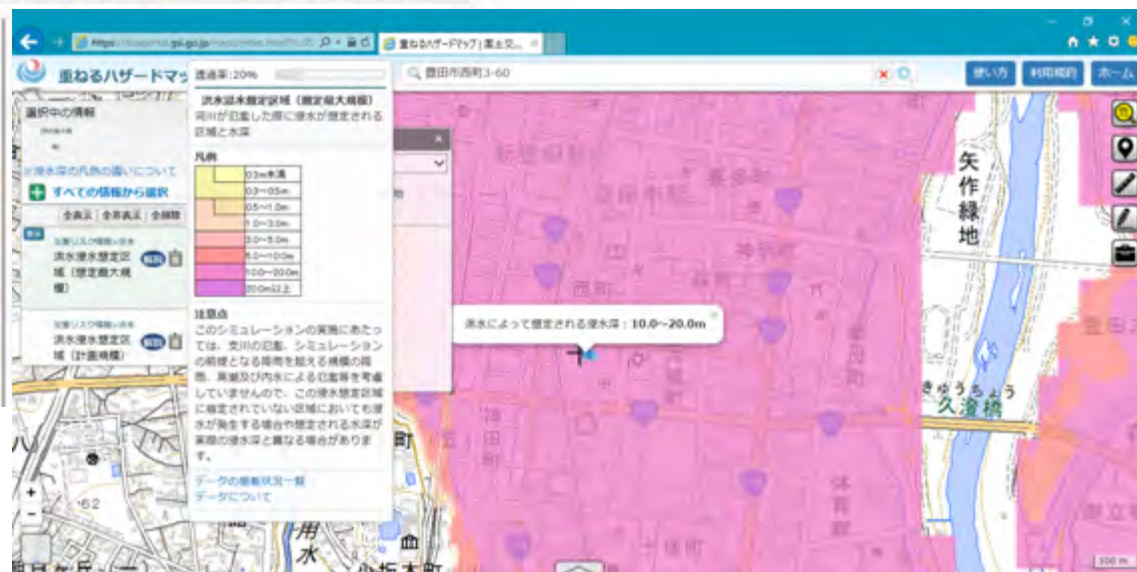
本結果は一定の条件の下で算定されたものであります。算定条件については、各図に説明が記載されておりますので、ご確認くださいませようお願いします。

洪水浸水想定区域図の閲覧方法

愛知県において、洪水浸水想定区域は28河川で公表しております。

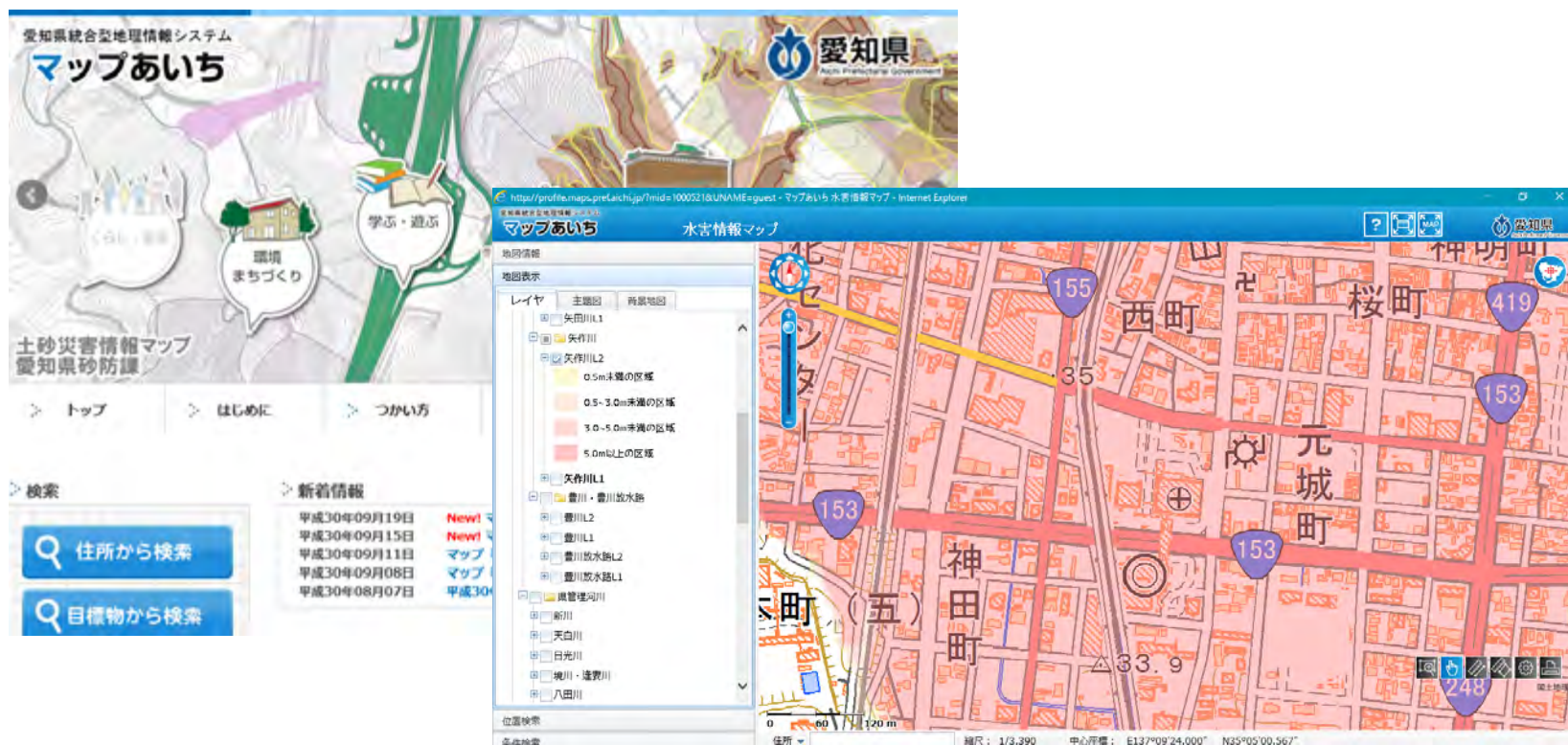
簡易な浸水想定深の確認方法

- 国・県では浸水想定区域図を簡単に確認するサービスを提供しています
 - 国土交通省「重ねるハザードマップ」
 - 愛知県「マップあいち 水害情報マップ」



簡易な浸水想定深の確認方法

- 国・県では浸水想定区域図を簡単に確認するサービスを提供しています
 - 国土交通省「重ねるハザードマップ」
 - 愛知県「マップあいち 水害情報マップ」

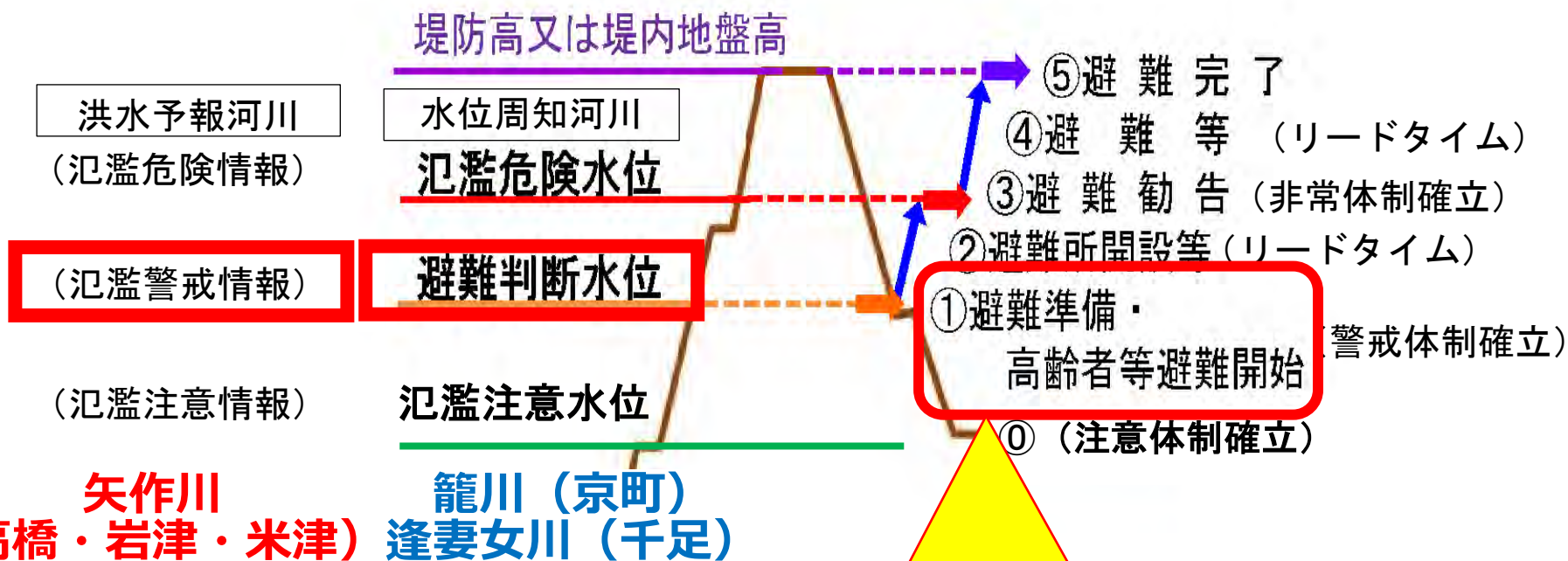


目安となる河川水位

●水位情報と水位名称、避難行動発令等の目安

水位名称

避難行動発令等



利用者の避難開始目安！

2 市内の土砂災害警戒区域の指定状況

愛知県建設部 砂防課

平成30年10月

土砂災害の種類(どのような現象か)

がけ崩れ



土石流



地滑り



イラスト提供：
NPO法人
土砂災害防止広報センター



急な斜面が突然崩れ落ちる現象。
雨水が地中にしみ込んで地盤が緩んだり、地震の揺れによって発生します。

小牧市 大山地区
(H12東海豪雨によるがけ崩れ災害)

山や谷の土が大雨などで崩れ、水と一緒に、ものすごい勢いでふもとに向って流れ下る現象。
谷を削りながら、太い木も根こそぎ倒して、谷の出口から広がって氾濫します。



豊田市 河上瀬川
(H12東海豪雨による土石流災害)

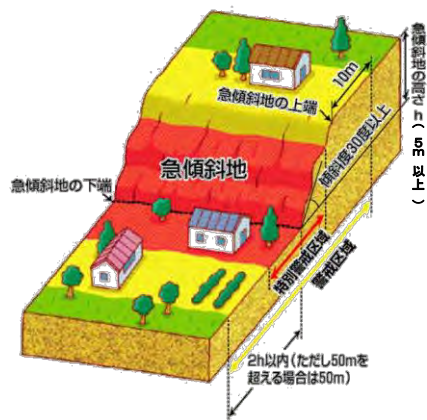
わりあい緩い傾きの斜面が、広い範囲に渡って、滑り落ちていく現象。
家や田畑、生えている木なども一緒に、地面が大きな塊のまま動きます。



長野県長野市 地附山 (写真:長野県提供)
(S60地附山地滑り災害)

土砂災害のおそれのある場所（どこが指定されるか）

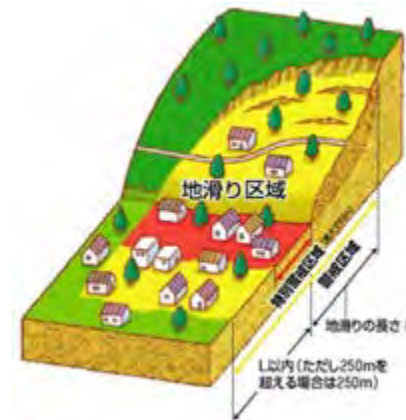
がけ崩れ



土石流



地滑り



土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがある区域が指定されます。

■ 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）

- イ 急傾斜地（傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域）
- ロ 傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部（谷の出口）から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りをしている区域または地滑りをするおそれのある区域）
- ハ 地滑り区域の下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域が指定されます。

土砂災害警戒区域等の指定状況

【土砂災害のおそれのある箇所】

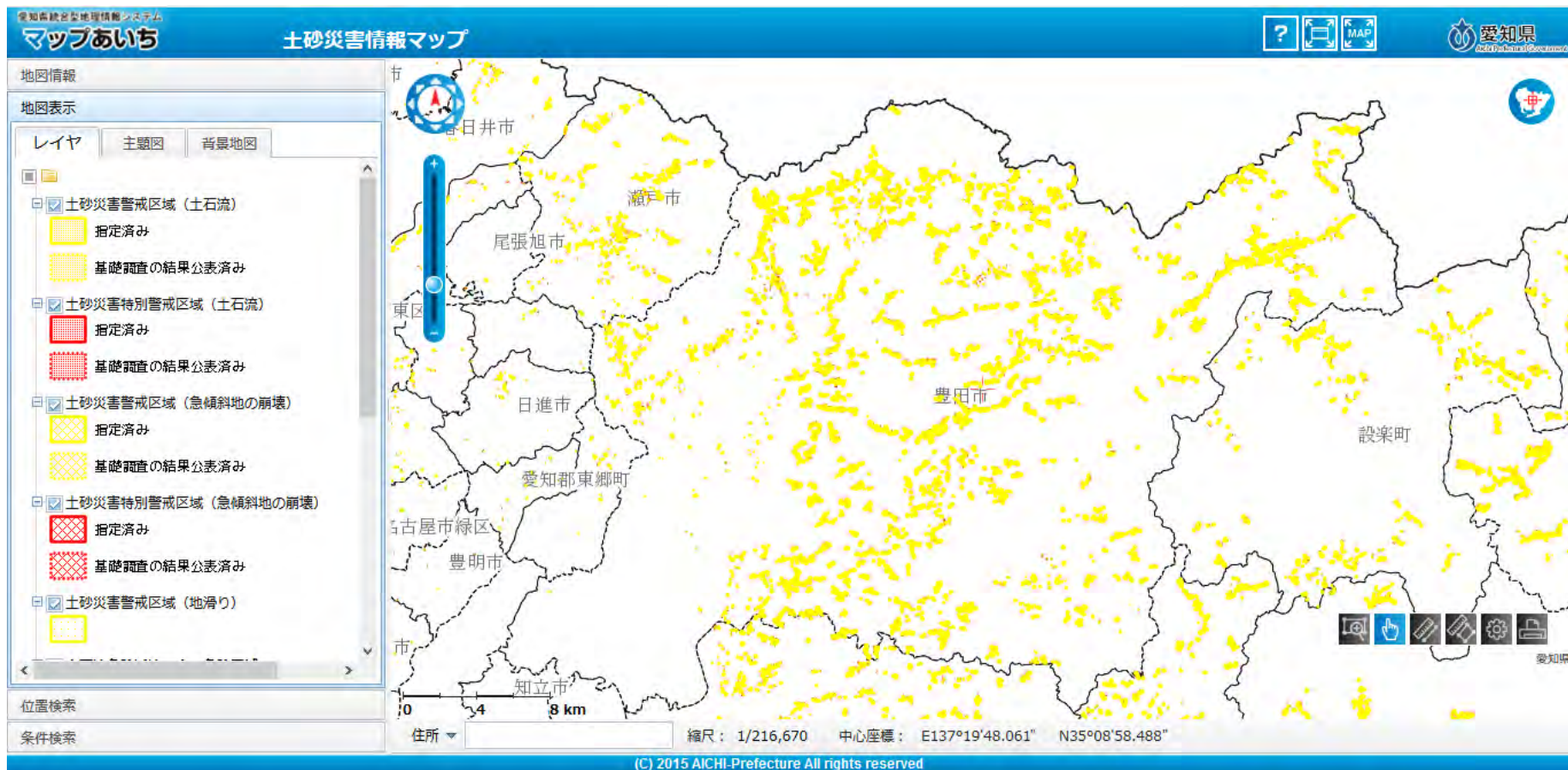
- 愛知県内における土砂災害のおそれのある箇所は**17,783箇所**
- 17,783箇所のうち、**約3割の5,297箇所**が豊田市内に存在

【土砂災害警戒区域等の指定】 H30.9末現在

- 県内全域
区域指定済 **12,308箇所**
- 豊田市
区域指定済 **4,913箇所**
- **平成31年度末までにすべての箇所を調査完了し、
平成32年度末までに指定完了を予定**

土砂災害警戒区域等の指定状況

【豊田市内の土砂災害警戒区域等】



誰でも簡単にインターネットの「**マップあいち (土砂災害情報マップ)**」で
土砂災害警戒区域等の位置を確認することができます！！

土砂災害警戒区域等の確認方法

The image shows a screenshot of the Aichi Prefectural Government website. The main navigation bar includes links for 'Lifestyle and Safety', 'Tourism, Culture, Sports', 'Health, Welfare', 'Education, Childcare', 'Industry and Commerce', and 'Government Information'. The 'Lifestyle and Safety' link is highlighted with a red box. Below this, the 'Map Aichi' section is visible, featuring a map of Aichi Prefecture with various icons representing different services. The 'Lifestyle and Safety' icon is highlighted with a red box. A red arrow points from the 'Lifestyle and Safety' icon to the 'Lifestyle and Safety' category in the 'All Maps' section. In this section, the 'Landslide Disaster Information Map' is highlighted with a red box. The page also includes a search bar, a list of recent news, and a sidebar with links to various services.

①愛知県公式WEBページで「マップあいち」をクリック

②「くらし・安全」の中から「土砂災害情報マップ」をクリック

土砂災害警戒区域等の確認方法

基礎調査結果の公表、または区域指定が行われると、その都度、マップに反映されます。

レイヤ

- 土砂災害警戒区域（土石流）
 - 指定済み
 - 基礎調査の結果公表済み
- 土砂災害特別警戒区域（土石流）
 - 指定済み
 - 基礎調査の結果公表済み
- 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
 - 指定済み
 - 基礎調査の結果公表済み
- 土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
 - 指定済み
 - 基礎調査の結果公表済み
- 土砂災害警戒区域（地滑り）
 - 指定済み
 - 基礎調査の結果公表済み
- 土石流危険渓流による危険区域
- 土石流危険浸水による危険区域
- 基礎調査実施済み又は造成等により危険区域

区域指定済みの表示（実線）

※区域の輪郭線が破線の場合は、指定手続き中（基礎調査結果の公表済）

区域上を左クリックすると吹き出しが表示されます。（複数区域が表示される場合は、クリックし選択）

吹き出しの中を一番下までスクロール

【例】〇〇こども園

土砂災害警戒区域（土石流）

警戒区域番号: 410110
市区町村名: 豊田市
代表する町大字名: 下切町
その他の子字名: 稲場
区域の名称（区域番号）:
下切沢(211-D-082)
フリガナ: シモギリザワ
面積: 37493
流域面積: 0.0
川幅: 0.0
平均溪床厚: 0.0
平均溪床幅: 0.0
平均溪床勾配: 0

公表中の基礎調査の結果や指定済みの土砂災害警戒区域等については、**指定書類（位置図、区域図）をPDFファイル**でダウンロードして確認可能です。

また、当該地域を所管する愛知県豊田加茂建設事務所（維持管理課）及び豊田市役所でも指定調書の縦覧が可能です。

法指定解除年月日:
法指定解除事由:
データロック: 0
公表年月日:
区域指定年度: 2006
区域指定年度: 3
区域指定年度: 2007
区域指定年度: 3
付随データ:
指定書類（PDFファイル）

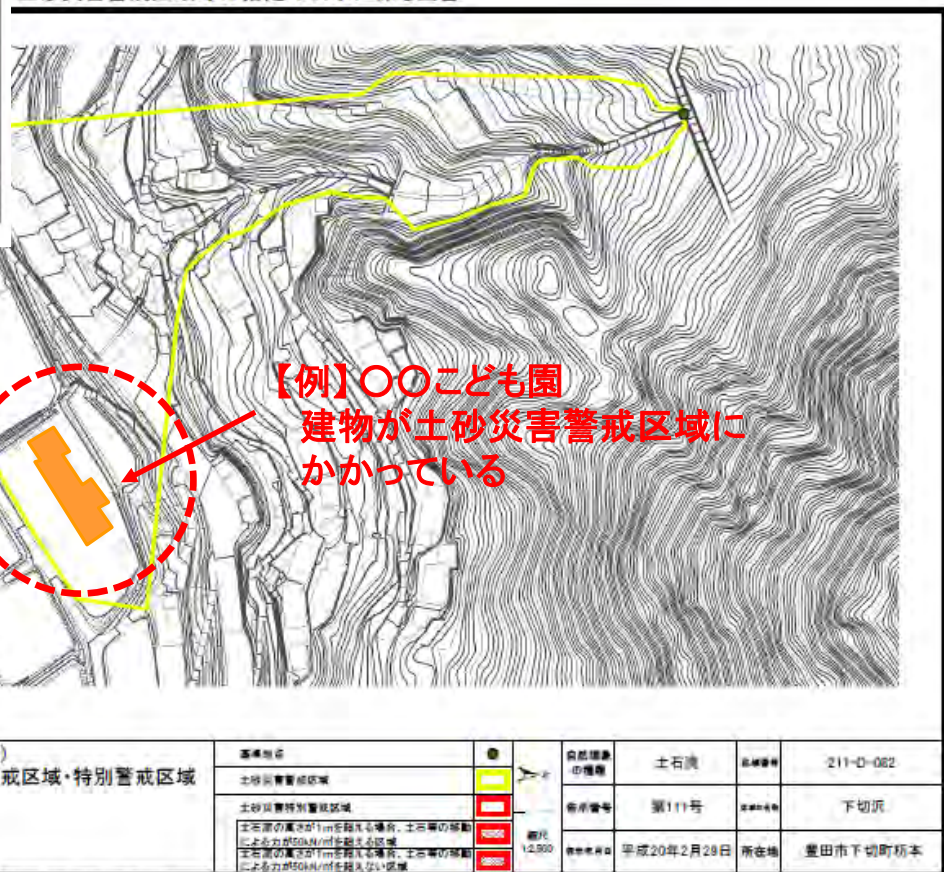
土砂災害警戒区域等の確認方法

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



基礎調査結果の公表及び土砂災害警戒区域等の指定を行う際には、砂防課WEBページで対象市町村、区域名称等をお知らせしています。

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書



指定書類(位置図)の例

(注意)
本資料では、見やすくするためにオレンジ色で着色加工して強調しています。

建物や敷地に土砂災害警戒区域(黄色の実線又は破線)が、かかっているか・いないかの状況を確認することができます。

0 20 40 60 80 100m

この測量成果は、国土地理院長の承認をうけて得たものである (承認番号 平19 地保 第57号)

指定書類(区域図)の例

3 (1) 洪水編の避難確保計画 作成方法

愛知県 建設部 河川課

避難確保計画作成シート

- 施設管理者などが、Excelの様式に必要な事項を入力すると、避難確保計画が作成できるツール

入力シート

「避難確保計画作成シート」	
【注意！】 ・本シートは、避難確保計画を簡易に作成することを目的としたものです。このため、出力シート上に作成される計画内容は、必ずしも各施設の状況を反映したものとはなりません。適切な計画を作成するため、各施設においてはシート上に作成された計画内容を十分確認し、必要な場合修正してください。 ・シートの性質上、文字がつかれたりする場合がありますので、その場合は適宜Excelシートの大きさを覚えるなどで表示内容を調整してください。 ・太枠線内のピンク色付けされた部分に入力してください。 ・出力シートの内容の修正は、直接出力シートに対して行ってください。 ・入力シート、出力シートをすべて入力後、出力シートを3部印刷し提出してください。	
※実施の〇〇市のExcel様式記号（例）	
入力項目	入力セル
（施設の情報）	
計画作成年月日	2018年7月1日 2017年7月1日
施設名	〇〇〇〇〇〇〇〇施設 特別養護老人ホーム〇〇
住所	〇〇市〇〇番地 〇〇市〇〇番地
所在市町村名	〇〇市 〇〇市
所在地区名（避難勧告等の発令先学区区）	〇〇〇 〇〇（学区）
施設の収容人数の状況	
昼間	施設職員 5名 利用者 10名 施設職員5名 利用者10名
夜間	施設職員 2名 利用者 10名 施設職員2名 利用者10名
休日	休日設定の有無 平日と異なる 平日と同じ／平日と異なる 施設職員 5名 利用者 10名 施設職員5名 利用者10名
（河川に係る情報）	
対象河川①	〇△川 〇△川
浸水想定区域を持つ河川名	〇△川 〇△川
対象河川②（ある場合）	〇×川 〇×川
浸水想定区域を持つ河川名	〇×川 〇×川
対象河川③（ある場合）	▲川 ▲川
浸水想定区域を持つ河川名	▲川 ▲川
（避難に関する情報）	
避難場所	
避難場所名	×〇小学校 ×〇小学校
避難場所の住所	〇〇市〇〇番 〇〇市〇〇番
避難場所までの移動距離	〇m 500m
避難場所までの移動手段	徒歩 車両の場合 徒歩／車両 4台

出力シート

洪水時の避難確保計画

〇〇〇〇〇〇〇〇施設

2018年 9月 作成

避難確保計画の目次（様式で作成した場合）

1. 計画の目的
あらかじめ記入済み
2. 計画の報告
3. 計画の適用範囲
施設の情報
4. 防災体制
河川に係る情報
5. 情報収集及び伝達
あらかじめ記入済み・必要に応じ追記
6. 避難誘導
避難に関する情報
避難経路図・別紙 1 に記入
7. 避難の確保を図るための施設の整備
避難の確保を図るための
施設の整備に関する情報
8. 防災教育及び訓練の実施
教育・訓練に関する情報

施設の情報

●施設の基本情報として、住所や職員・利用者数などを記入

入力項目	入力セル	入力例
(施設の情報)		
計画作成年月日	2018 年 9 月 1 日	2018年9月1日
施設名	〇〇〇〇〇〇〇〇施設	特別養護老人ホーム〇〇
住所	〇〇町〇〇丁目〇〇番地	西町3丁目60番地
所在市町村名	豊田市	豊田市
所在町名（避難勧告等の発令先）	〇〇町	西町
施設の該当区域（気象警報等の発表区域）	豊田市西部	豊田市西部
施設の収容人数の状況		
昼間	施設職員 5名 利用者 10名	10名
夜間	施設職員 2名 利用者 10名	10名
休日	休日設定の有無 平日と異なる	平日と異なる
	施設職員 5名 利用者 10名	10名

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づき、避難の確保を図るため、本施設の利用者の洪水被害を最小限に抑えることを目的とする。

2. 計画の報告

この計画は、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

「避難勧告」などの避難情報は、豊田市は町名単位で発令します。本施設の利用者の洪水被害を最小限に抑えることを目的とする。洪水被害を最小限に抑えることを目的とする。洪水被害を最小限に抑えることを目的とする。

「避難勧告」などの避難情報は、豊田市は町名単位で発令します。本施設の利用者の洪水被害を最小限に抑えることを目的とする。洪水被害を最小限に抑えることを目的とする。洪水被害を最小限に抑えることを目的とする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 10名	昼間 5名	休日 10名	休日 5名
夜間 10名	夜間 2名		

入力シートに入力した内容は
出力シートに反映されます

河川に係る情報

- 豊田市からの情報を確認し、矢作川・籠川・逢妻女川の、どの河川の浸水想定に該当かを確認

(河川に係る情報)	
対象河川①	
浸水想定区域を持つ河川名	矢作川
対象河川② (ある場合)	
浸水想定区域を持つ河川名	籠川
対象河川③ (ある場合)	
浸水想定区域を持つ河川名	逢妻女川



施設周辺で浸水を引き起こす恐れのある河川を記入してください。
どの河川が対象となるのかは、「要配慮者利用施設一覧」などで確認してください。

- 出力シートの防災体制への「避難トリガー」の水位名称を河川に合わせて修正する

- 矢作川 → 氾濫注意情報
氾濫警戒情報
氾濫危険情報
- 籠川 → 氾濫注意水位到達
避難判断水位到達
- 逢妻女川 → 氾濫危険水位到達

4. 防災体制 連絡体制及び防災体制は、以下の通りとする。		
【防災体制確立の判断時期及び役割分担】		
体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ 豊田市西部に大雨・洪水警報発 ➢ 氾濫注意情報発表	洪水予報等の 情報収集	情報収集伝達 要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ ○○町に避難準備・高齢者等 避難開始の発表 ➢ 氾濫警戒情報発表	避難情報等の 情報収集 使用する資器 材の準備 保護者への事 前連絡 周辺住民への 事前協力依頼 要配慮者の避 難誘導	情報収集伝達 要員 避難誘導要員 情報収集伝達 要員 情報収集伝達 要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ ○○町に避難勧告又は避難指示 （緊急）の発令 ➢ 氾濫危険情報発表	施設内全体の 避難誘導	避難誘導要員
	非常体制確立	
表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。		

避難に関する情報

●避難先・距離・移動手段などを入力

(避難に関する情報)	
避難場所	
避難場所名	〇〇小学校 童子山小学校
避難場所の住所	〇〇町〇〇丁目〇〇番地 御幸町 1 丁目 6 0 番地
避難場所までの移動距離	〇 m 500m
避難場所までの移動手段	徒歩 車両の場合 徒歩／車両 4台
屋内安全確保を図る場所	
	施設の3階 施設の3階

避難場所を設定し、設定した場所や避難ルートが避難時に浸水などで通行困難とならないことを確認してください。

避難に伴うリスクを踏まえ、必要がある場合、屋内安全確保を図る場所を設定してください。

施設の高さと想定浸水深を比較して、屋内安全確保ができるかも確認する

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下の通りとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所	〇〇小学校	〇m	徒歩
屋内安全確保	施設の3階		

別紙 1 避難経路図

- 豊田市洪水ハザードマップなどを確認して、避難経路図を作成し、別紙 1 に貼り付け
 - 合理的な避難場所を設定する
 - 経路内に冠水しやすい道路やアンダーパスがないように確認
 - あふれやすい水路にも注意する
 - ルートも複数あるとよい

別紙 1

【施設周辺の避難経路図】
洪水時の避難先は、「豊田市洪水ハザードマップ」、「豊田市防災カルテ」
などを確認し、以下の場所とする。
「豊田市洪水ハザードマップ」
<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/bousaibouhan/1002342.html>
「豊田市防災カルテ」
<http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/bousaibouhan/bousai/1020558.html>

避難経路図

施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルートを
貼り付けて下さい。

施設所在地	〇〇町〇〇丁目〇〇番地
避難場所	〇〇町〇〇丁目〇〇番地

情報収集及び伝達

● 豊田市があらかじめ記入した情報源を確認する

5. 情報収集及び伝達	
(1) 情報収集	
■ 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。	
収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット ➢ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
洪水予報 水位到達情報 水位情報	インターネット ➢ 国土交通省 川の防災情報 (http://www.river.go.jp/) ➢ 気象庁HPの洪水予報のサイト (http://www.jma.go.jp/jp/flood/)
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示（緊急）	同報無線（防災スピーカー） 防災ラジオ テレビ・ラジオ 電子メール（緊急メールとよた）※登録制 豊田市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット ➢ 豊田市サイト (http://www.city.toyota.aichi.jp/)
※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。 ※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかな等、施設内から確認を行う。	
(2) 情報伝達	
①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。	
②豊田市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。	

他にも施設で利用できる情報源があれば記入する

避難の確保を図るための施設の整備に関する情報

情報収集手段と機材の
対応に注意

(避難の確保を図るための施設の整備に関する情報)

情報収集・伝達に係る機材等

テレビ	有	有りの場合→	3	台	無／有	3台
ラジオ	有	有りの場合→	2	器	無／有	5器
タブレット端末	有	有りの場合→	1	台	無／有	2台
ファックス	有	有りの場合→	1	台	無／有	2台
携帯電話	有	有りの場合→	2	台	無／有	5台
携帯電話用バッテリー	有	有りの場合→	2	個	無／有	3個
乾電池	有	有りの場合→	20	個	無／有	20個
その他						

避難誘導に係る機材等

従業員名簿	有			
利用者名簿	有			
案内旗	有	有りの場合→	1	枚
携帯電話	有	有りの場合→	2	台
携帯電話用バッテリー	有	有りの場合→	2	個
拡声器	有	有りの場合→	1	台
懐中電灯	有	有りの場合→	5	台
乾電池	有	有りの場合→	20	個
ライフジャケット	有	有りの場合→	5	着
蛍光塗料	無	有りの場合→		個
その他				

屋内安全確保に係る機材等

水	有	有りの場合→	3	日分	無／有	3日分
食料	有	有りの場合→	3	日分	無／有	3日分

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備 蓄 品	
情報収集・伝達	テレビ3台、ラジオ2器、タブレット端末1台、ファックス1台、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、乾電池20個
避難誘導	従業員名簿、利用者名簿、案内旗1枚、携帯電話2台、携帯電話用バッテリー2個、拡声器1台、懐中電灯5台、乾電池20個、ライフジャケット5着
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、寝具10人分、防寒具10人分
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚
その他	ウェットティッシュ100枚、ゴミ袋10枚、タオル100枚

浸水を防ぐための対策

--	--

教育・訓練に関する情報

(教育・訓練に関する情報)		
研修実施（毎年）		
研修対象者①	新規採用の従業員	新規採用の従業員
研修実施月①	4月	4月
研修の内容①	防災情報及び避難誘導	防災情報及び避難誘導
研修対象者②	全従業員及び利用者	全従業員
研修実施月②	5月	5月
研修の内容②	防災情報及び避難誘導	防災情報及び避難誘導
訓練実施（毎年）		
訓練対象者①	新規採用の従業員	新規採用の従業員
訓練実施月①	4月	4月
訓練の内容①	情報収集・伝達及び避難誘導	情報収集・伝達及び避難誘導
訓練対象者②	全従業員及び利用者	全従業員及び利用者
訓練実施月②	5月	5月
訓練の内容②	情報収集・伝達及び避難誘導	情報収集・伝達及び避難誘導

職員のうち研修対象者、
実施時期・内容などを記入

訓練対象者、
実施時期・内容などを記入

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■ 防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年5月に全従業員及び利用者を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

■ 防災訓練

毎年4月に新規採用の従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。毎年5月に全従業員及び利用者を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

避難確保計画の任意提出部分について

- 個人情報などを含み、随時更新が行われる部分については、任意提出になっています。
(Excel様式とは別のword様式で作成できます。)

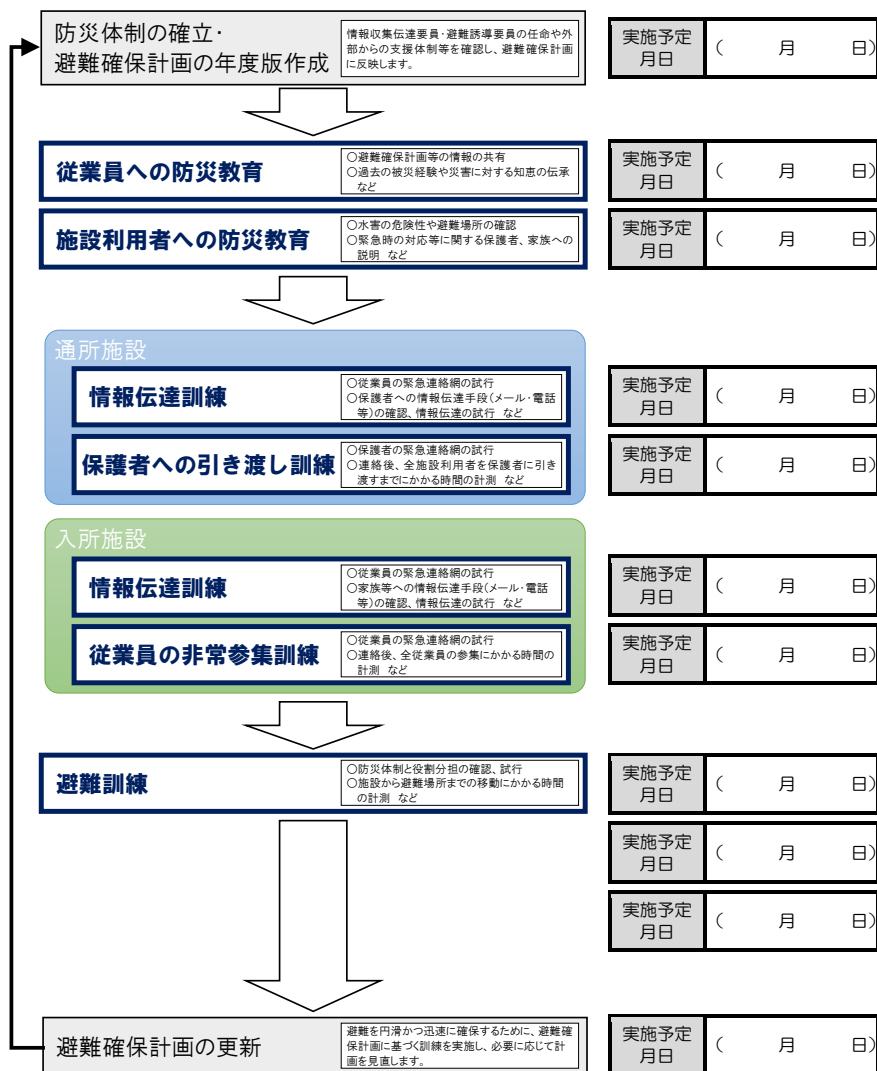
目次

- 1 0 防災教育及び訓練の年間計画作成例
- 1 1 施設利用者緊急連絡先一覧表
- 1 2 緊急連絡網
- 1 3 外部機関等への連絡先一覧表
- 1 4 対応別避難誘導方法一覧表
- 1 5 防災体制一覧表

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例

様式 7

10 防災教育及び訓練の年間計画作成例



1 1 施設利用者緊急連絡先一覧表

11 施設利用者緊急連絡先一覧表

様式 8

施設利用者			緊急連絡先				その他 (緊急搬送先等)
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

1 2 緊急連絡網

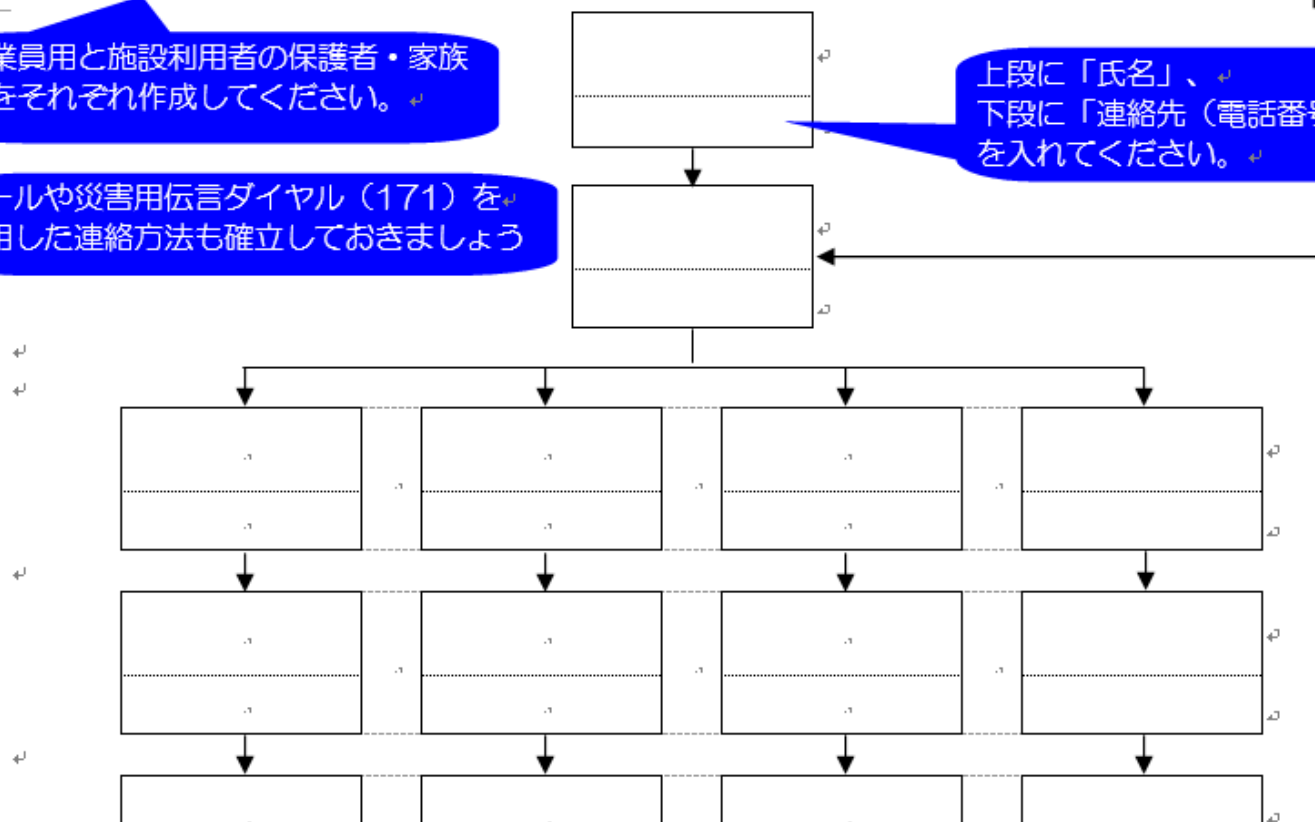
12 緊急連絡網

様式 9

従業員用と施設利用者の保護者・家族用をそれぞれ作成してください。

メールや災害用伝言ダイヤル（171）を利用した連絡方法も確立しておきましょう

上段に「氏名」、
下段に「連絡先（電話番号）」
を入れてください。



1 3 外部機関等への連絡先一覧表

13 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）					
市町村（福祉担当）					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

1 4 対応別避難誘導方法一覧表

14 対応別避難誘導方法一覧表

様式 11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

1 5 防災体制一覧表

15 防災体制一覧表

様式 12

管理権限者 () (代行者)			
情報収集 伝達要員	担当者		役 割
	班長 ()		☐ 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による避難の呼び掛け ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名		
	・ ・ ・ ・		
避難誘導 要員	担当者		役 割
	班長 ()		☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名		
	・ ・ ・ ・		

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消防計画に追記する例・・・以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記

消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

②自衛水防組織の項目を追加(手引き P21～P23参照)

自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4～7参照)

「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17～19参照)

「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することよい。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)

洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することよい。

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)

従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追記する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)

第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び発生時の被害の軽減を図ることを目的とする。
また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

(自衛水防の組織と任務分担)

第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

項目を追加

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。来避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

(洪水時の活動)

第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

項目を追加

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要救助者の避難誘導、**	情報伝達係、避難誘導係、**
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は避難指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、**	避難誘導係、**

(洪水時の避難誘導)

第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。

- (1)避難場所・経路
・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
- (2)避難誘導方法
・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの経路、道路状況について予め説明する。
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする・・・等

項目を追加

(洪水に備えての準備品)

第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

不足分を追加

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内図、タブレット、携帯電話、懐中電灯、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

(洪水対策に係る教育及び訓練)

第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

項目を追加

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1)洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2)情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3)避難誘導に係る訓練

3(2)

避難確保計画の作成方法について

(土砂災害編)

(1)避難確保計画作成方法

(2)災害時の情報収取・情報伝達

愛知県建設部砂防課
企画・防災グループ

避難確保計画作成方法(1)

□ 避難確保計画の構成

- 1 【目的】
- 2 【計画の報告】
- 3 【計画の適用範囲】
- 4 【防災体制に関する事項】
 - (1)「各班の任務と組織」
 - (2)「事前対策」
 - (3)「情報収集及び伝達」
- 5 【避難誘導に関する事項】
- 6 【避難の確保を図るための施設の整備に関する事項】
- 7 【防災教育及び訓練の実施に関する事項】

避難確保計画作成方法(2)

□ 避難確保計画作成シート

土砂災害に関する避難確保計画を容易に策定することができる避難確保計画作成シート(エクセル入力シート)があります。

○ 入力シート(入力用)

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
1	「避難確保計画作成シート」											
2												
3	【注意！】											
4	・本シートは、避難確保計画を簡易に作成することを目的としたものです。このため、出力シート上に作成される計画内容は、必ずしも各施設の状態を反映したものとはなりません。適切な計画を作成するため、各施設においてはシート上に作成された計画内容を十分確認し、必要な場合修正してください。											
5	・シートの性質上、文字がつぶれたりする場合がありますので、その場合は適宜エクセルシートの大きさを変えるなどで表示内容を調整してください。											
6	・太枠線内のピンク色付けされた部分に入力してください。											
7	・出力シートの内容の修正は、直接出力シートに対して行ってください。											
8	・入力シート、出力シートをすべて入力後、出力シートを2部印刷し提出してください。											
9												
10	入力項目											
11	入力セル											
12	備考											
13	施設の情報											
14	計画作成年月日	2018		年	9	月	1	日				
15	改訂版作成年月日	2020		年	2	月	20	日				
16	施設名	○○○○○○○○施設										
17	施設の種別	その他										
18	住所	○○町○○丁目○○番地										
19	所在市町村名	豊田		市役所								
20	所在地区名(避難勧告等の発令先地区名)	○○町										
21	施設の収容人数の状況											
22	昼間	施設職員	5名	利用者	10名							
23	夜間	施設職員	2名	利用者	10名							

○ 出力シート(印刷用)

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
7																						
8																						
9																						
10																						
11																						
12																						
13																						
14																						
15																						
16	土砂災害に関する避難確保計画																					
17																						
18																						
19																						
20																						
21																						
22	1ページ																					
23																						
24																						
25																						
26																						
27																						
28																						
29																						
30																						
31	○○○○○○○○施設																					
32																						
33																						

* 入力シートに必要事項を記入後、出力シートで印刷します。

避難確保計画作成方法(3)・入力項目(1)

□ 施設の情報、施設の収容人数の状況

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
7		入力項目	入力セル						
8		施設の情報							
9									
10		計画作成年月日	2018	年	9	月	1	日	
11									
12		改訂版作成年月日	2020	年	2	月	20	日	
13									
14		施設名	○○○○○○○○施設						
15									
16		施設の種別	その他						
17									
18		住所	○○町○○丁目○○番地						
19									
20		所在市町村名	豊田		市役所				
21									
22		所在地区名（避難勧告等の発令先地区名）	○○町						
23									
24		施設の収容人数の状況							
25									
26		昼間	施設職員	5名	利用者	10名			
27									
28		夜間	施設職員	2名	利用者	10名			
29									
30		休日	休日設定の有無		平日と異なる				
31									
32		昼間	施設職員	5名	利用者	10名			
33									
34		夜間	施設職員	2名	利用者	10名			
35									

・市町村による「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」の発令の対象となる、施設の所在地の地区名を記載。

・時間帯毎の施設職員数、利用者数を記入します。
休日の体制が平日と異なる場合、休日の有無で「平日と異なる」を選択してください。

避難確保計画作成方法(4)・入力項目(2)

□ 組織構成(職員の役割分担)

昼間の組織構成					
36	《昼間》				
37					
38					
40	施設管理者	役職名		氏名	
42	指揮班 班長	役職名		氏名	
44	指揮班① 班員	役職名		氏名	
46	指揮班② 班員	役職名		氏名	
48	指揮班③ 班員	役職名		氏名	
50	指揮班④ 班員	役職名		氏名	
52	指揮班⑤ 班員	役職名		氏名	
54	情報収集班 班長	役職名		氏名	
56	情報収集班① 班員	役職名		氏名	
58	情報収集班② 班員	役職名		氏名	
60	情報収集班③ 班員	役職名		氏名	
62	情報収集班④ 班員	役職名		氏名	
64	情報収集班⑤ 班員	役職名		氏名	
66	情報収集班⑥ 班員	役職名		氏名	
68	情報収集班⑦ 班員	役職名		氏名	
70	情報収集班⑧ 班員	役職名		氏名	
72	情報収集班⑨ 班員	役職名		氏名	
74	情報収集班⑩ 班員	役職名		氏名	
76	避難誘導班 班長	役職名		氏名	
78	避難誘導班① 班員	役職名		氏名	
80	避難誘導班② 班員	役職名		氏名	
82	避難誘導班③ 班員	役職名		氏名	

・土砂災害の恐れがある時の施設職員の役割分担や、勤務時間内外の参集体制を記入してください。

・指揮班、情報収集班、避難誘導班に分担されます。*

・昼間だけでなく、夜間についても体制を確保しておくことが必要です。

*【補足説明】

- ・指揮班:施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。
- ・情報収集班:テレビ、インターネット等を活用した情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。
- ・避難誘導班:避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

避難確保計画作成方法(5)・入力項目(3)

□ 緊急連絡先

緊急連絡先			
防災行政機関	福祉担当課	課名	〇〇課
		電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		FAX番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇@
	防災担当課	課名	防災対策課
		電話番号	0565-34-5750
		FAX番号	0565-34-5048
		メールアドレス	www.0565-34-5048
	最寄りの消防署・消防分署・消防出張所	署名	〇〇消防署
		電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		FAX番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇@
	最寄りの警察署・交番・駐在所	署等名	〇〇交番
		電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		FAX番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇@
協力機関	自治区	自治区名	〇〇区
		電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		FAX番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇@
	自治区防災会	〇〇〇〇自治区防災会	〇〇〇〇自治区防災会
		電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		FAX番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇@
	病院	病院名	〇〇病院
		電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		FAX番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
		メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇@
協力施設① (一時的に避難可能)	施設名	〇〇〇〇	
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	FAX番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	メールアドレス	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇@	
協力施設② (一時的に避難可能)	施設名	〇〇〇〇	
	電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	FAX番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	

・災害発生のある場合や災害発生時には、情報の共有が重要になります。そのため、施設職員間や施設内外の情報の伝達手段、伝達ルートのほか、避難する際に協力を要請する町内会、病人、けが人が出た際に受けてもらう病院や診療所等の連絡先(昼間・夜間)などを記入した連絡体制表を作成することが重要です。

・連絡体制表は、市町村役場、自主防災組織、消防署、警察署等の関係先と共有し、災害の危険性が高まった際の連絡先を明確にしておくことが重要です。

・作成した連絡体制表は施設職員一人ひとりに配布するとともに、施設内の職員がいつでも確認できる場所に掲示しておくことが大切です。

避難確保計画作成方法(6)・入力項目(4)

□ 事前対策・情報収集

387	事前対策		
388	豪雨等により中止を検討する業務がある場合	有無	あり
389			デイスサービスの中止
390			「あり」の場合
391	情報収集		
392	気象情報の入手先	手段1	市役所
393		手段2	テレビ
394		手段3	ラジオ
395		手段4	インターネット
396		手段5	
397		その他(直接入力)	
398	土砂災害警戒情報の入手先	手段1	市役所
399		手段2	テレビ
400		手段3	ラジオ
401		手段4	インターネット
402		手段5	
403		その他(直接入力)	
404	避難勧告等(避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示等)	手段1	市役所
405		手段2	テレビ
406		手段3	ラジオ
407		手段4	インターネット
408		手段5	
409		その他(直接入力)	
410	気象情報の施設職員共有方法	手段1	メール
411		手段2	
412		手段3	
413		手段4	
414		手段5	
415		その他(直接入力)	
416	土砂災害警戒情報の施設職員共有方法	手段1	メール
417		手段2	
418		手段3	
419		手段4	
420		手段5	
421		その他(直接入力)	
422	避難勧告等の施設職員共有方法	手段1	メール
423		手段2	
424		手段3	
425		手段4	
426		手段5	
427		その他(直接入力)	
428	前兆現象	担当者	情報収集班
429		伝達手段	FAX
430			
431			
432		報告先	豊田市役所防災対策課
433			〇〇消防署
434			
435			
436			
437			
438			
439			
440			

【事前対策】

・土砂災害発生の恐れがある場合における対応として、夜間当直施設職員の増員やデイスサービスの中止などについて予め検討しておき、各施設職員の役割分担を再認識してください。

【情報収集】

- ・あらかじめ収集する情報と入手手段を確認してください。
- ・役割分担で情報収集班の担当者は、気象情報や災害情報等、テレビ、ラジオ、インターネット、メール等を活用し、積極的に情報収集することが重要です。
- ・情報伝達先として、施設の緊急時連絡先、施設内の情報伝達先及び市町村役場等の連絡先を共有する。
- ・市町村役場、消防等への伝達手段については、事前協議し、FAX、メールの利用決定するのが望ましい。
- ・避難する恐れがある場合には、市町村役場等及び施設利用者に連絡する。
- ・避難が完了した後、また、災害による被災の危険が無くなり、施設に戻る際には、市町村役場等にその旨連絡を行う。

避難確保計画作成方法(7)・入力項目(5)

□ 避難場所・避難判断基準・避難行動・避難経路

485 490	避難場所		
487 490	指定避難場所		〇〇中学校
489 490	指定避難場所への避難が困難な場合の一時避難場所		〇〇集会所
491 492	一時避難場所への避難する困難な場合、館内避難の場所		談話室
493 494	避難判断基準		
495 496	避難基準(市町村等からの情報に基づく判断)		避難準備・高齢者等避難開始情報
497 498	避難行動		
499 500	指定避難場所・一時避難場所への避難方法		車
501 502	車の場合	車両数(合計値)	10 台
503 504		乗員数(利用者)	20 名
505 506		乗員数(職員)	15 名
507 508	館内避難の場合の移動方法		徒歩、車いす
509 510	館内避難の場合、エレベータの有無	エレベータの有無	有
511 512	避難経路		
513 514	①指定避難場所への移動経路	経路①	市道A
515 516		経路②	市道B
517 518		経路③	県道A
519 520		経路④	市道C
521 522		経路⑤	市道D
523 524		経路⑥	県道B
525 526		経路⑦	市道E
527 528		経路⑧	市道F
529 530		経路⑨	
531 532		経路⑩	
533 534	②一時避難場所への移動経路	経路①	市道A
535 536		経路②	市道B
537 538		経路③	県道A
539 540		経路④	市道G
541 542		経路⑤	市道H
543 544		経路⑥	市道I
545 546		経路⑦	市道J
547 548		経路⑧	市道K

【避難場所】

・施設から出て、警戒区域外へ立ち退き避難を行うことが原則ですが、施設の構造、立地、利用者の要介護度や病状等を踏まえて、避難行動を検討することが重要です。

【避難行動】

・利用者の状態と避難場所までの距離や経路の状況等に応じて、対応可能な避難方法を決めておく必要があります。

【避難経路】

・施設外に避難する際には危険な場所(がけの下や浸水の恐れのある場所等)を通らないように、ハザードマップ等を参考にして避難場所まで安全に移動できる経路を事前に決めておくことが重要です。

・避難経路図は、「出力シート」に添付してください(入力シートには記入する項目はありません)。

避難確保計画作成方法(8)・入力項目(6)

□ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

避難の確保を図るための施設整備					
停電対策の有無	自家発電装置の有無	有			
	自家発電装置の導入予定の有無	無			
情報収集・伝達器材の有無		テレビ	有の場合→	1	台
		ラジオ	有の場合→	3	器
		タブレット	有の場合→	2	台
		ファックス	有の場合→	1	台
		携帯電話	有の場合→	10	台
		懐中電灯	有の場合→	5	個
		電池	有の場合→	20	本
		携帯電話用バッグ	有の場合→	2	個
		その他			
	その他の場合の器材名(直接入力⇒)	拡声器		1	器
避難誘導のための器材の有無		名簿(駐員、利用者等)			
		案内旗	有の場合→	1	枚
		タブレット	有の場合→	2	台
		携帯電話	有の場合→	10	台
		懐中電灯	有の場合→	5	個
		携帯用拡声器	有の場合→	1	器
		電池式照明器具	有の場合→	1	台
		電池	有の場合→	20	本
		バッテリー	有の場合→	1	個
		ライフジャケット	有の場合→	20	着
		蛍光塗料	有の場合→	1	個
		車いす	有の場合→	5	台
		担架	有の場合→	1	台
		大人用おむつ	有の場合→	300	枚

・情報収取及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材を備蓄し、維持管理に努めてください。

12 ページ

避難確保計画作成方法(9)・避難確保計画作成シート入手方法

□ 愛知県砂防課HP トピックス項目からデータを入手できます。



① 土砂災害警戒情報

- ・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報です。
- ・平成19年8月31日より名古屋地方気象台と愛知県砂防課の共同で発表を行っています。
- ・関係市町村へは一斉指令のFAXやメールにより伝達されます。また、マスコミにも公表しテレビ、ラジオの速報で放送されます。

・大雨警報よりさらに危険な状態を示す防災気象情報

・発表単位は市町村（豊田市は東部、西部に分かれて発表されます）

豊田市西部：小原地区・藤岡地区・豊田地区

豊田市東部：旭地区・足助地区・稲武地区・下山地区

○ 対象とする土砂災害

「集中的に発生するがけ崩れ」と「土石流」で、地すべりは対象外です。

「集中的に発生するがけ崩れ」とは、土壌雨量指数が一定以上になった場合に、降雨のピーク付近である一定の範囲で発生する崩壊です。

② 土砂災害関連情報

1. 降雨時の情報に土砂災害発生危険性を提供する情報

①土砂災害警戒情報

- ・気象台と砂防課の共同で発表する気象情報(市町村単位で発表)
- ・緊急速報メールや愛知県砂防課HP(土砂災害防災情報)等で確認できます。

②土砂災害危険度情報

- ・市町村や住民の警戒避難のため土砂災害警戒情報を補足する情報
- ・土砂災害警戒情報が市町村単位で発表されるため、市町村が避難勧告等や住民の自主避難等の判断を行うときの参考としてもらうために、土砂災害危険度を1kmメッシュで示しています。
- ・愛知県砂防課HP(土砂災害防災情報)で確認できます。

2. 土砂災害発生恐れのある箇所を提供する情報

③土砂災害危険箇所

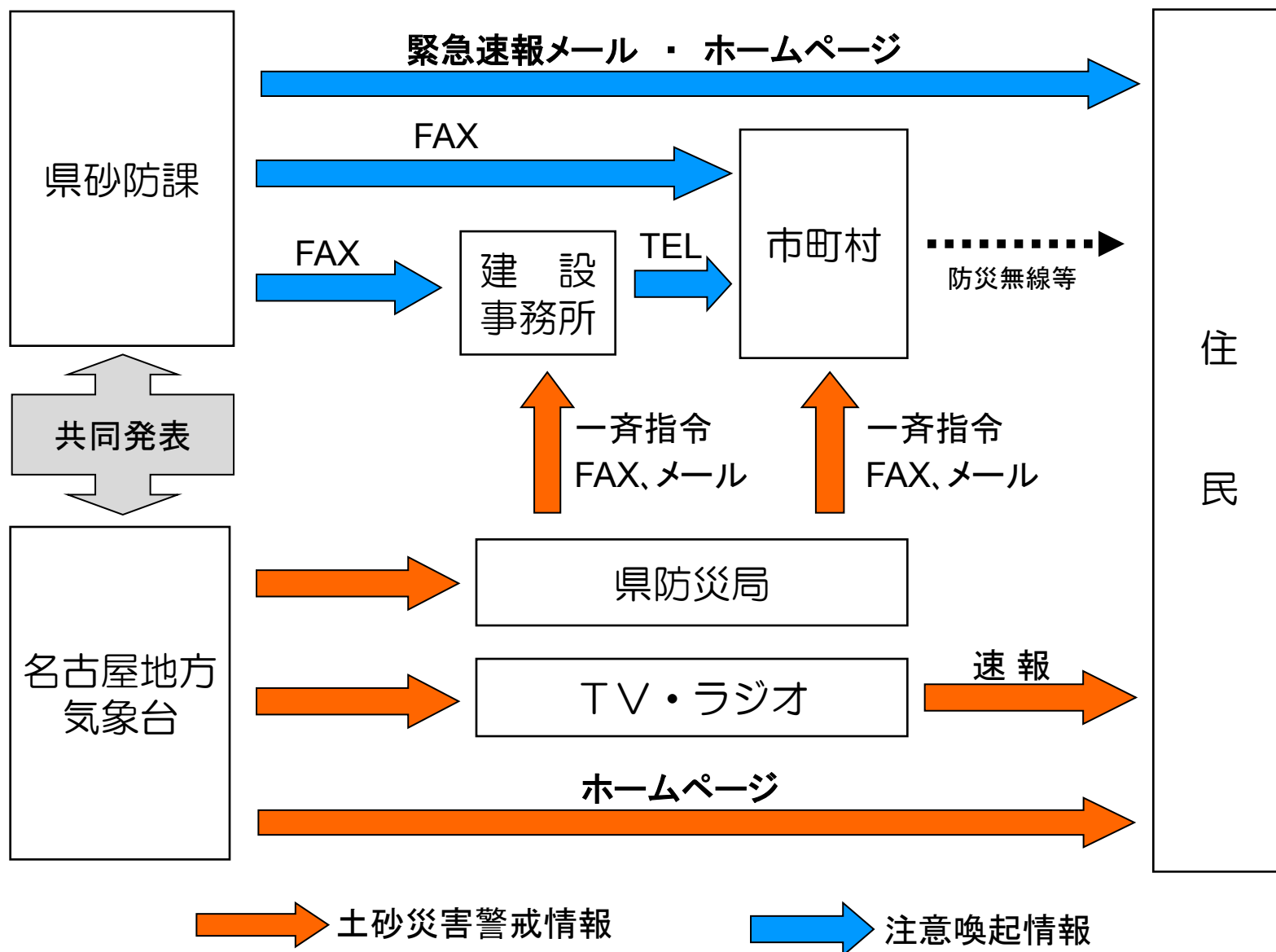
- ・土砂災害(土石流、がけ崩れ、地すべり)の危険性のある箇所

④土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

- ・土砂災害防止法に基づき、土砂災害の危険性を示した区域

災害時の情報収集・情報伝達(3)

③土砂災害警戒情報及び関連情報の伝達ルート



緊急速報メール

土砂災害警戒情報に関する緊急速報メールの配信

土砂災害警戒情報の緊急速報メールを配信しています

【土砂災害警戒情報とは】

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、住民の自主避難の参考となるよう、愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表する防災情報です。

こちらは愛知県建設部砂防課です。

【配信文例】

土砂災害警戒情報

愛知県 名古屋地方気象台共同発表

2018年〇月〇日18時40分

A市に「土砂災害警戒情報」が発表されました。

災害発生の可能性が高まっていますので、避難に備えるよう、周りの状況、テレビ、ラジオ、インターネット、市町村からの情報等に注意してください。

A市で、大雨によって土砂災害の危険度が高まっています！

土砂災害警戒情報発表

愛知県・名古屋地方気象台共同発表

土砂災害警戒情報の配信エリア



土砂災害危険箇所があるすべての市町村に配信しています。

配信対象: 土砂災害危険箇所がある市町村(37市町村)

※名古屋市は、土砂災害危険箇所がある区(千種区・昭和区・瑞穂区・南区・守山区・緑区・名東区・天白区)のみへ配信しています。

配信対象外: 土砂災害危険箇所がない市町村(17市町村)

一宮市・江南市・稲沢市・岩倉市・清須市・北名古屋市・豊山町・大口町・扶桑町・津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村・知立市



土砂災害警戒情報のお問い合わせ

愛知県建設部砂防課企画・防災グループ Tel 052-954-6560

* 豊田市の土砂災害警戒情報の発表単位は、西部と東部に分かれますが、緊急速報メールは西部・東部の分けなく豊田市全域に配信されます。

土砂災害危険度情報



土砂災害危険度情報の見方(2)

土砂災害危険度

1kmメッシュで、レベル1～4の色分けで表示されます。

・極めて危険(濃紫色)

すでに土砂災害警戒情報の基準に到達。

・非常に危険(紫色)

2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想

・危険(薄紫色)

3時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想

・警戒(赤色)

2時間先までに警戒基準に到達すると予想

・注意(黄色)

2時間先までに注意報基準に到達すると予想

〈 拡大 〉



情報選択

- 土砂災害警戒情報
(愛知県・名古屋地方気象台共同発表)
- 土砂災害危険度情報
(県砂防課提供の参考情報)
- 1時間降水量
(解析雨量・降水短時間予報)
- 雨雲の動き
(高解像度降水ナウキャスト)
(気象庁HP防災情報)

☐ 観測局の雨量を見る
チェックを入れたと観測局がで表示されますので、クリックしてください。(河川課のページが別ウィンドウで開きます。)

地域選択

- 県全域
- 西三河北部
- 西三河南部
- 尾張東部
- 東三河北部
- 東三河南部
- 知多地域

リンク等

- 用語解説
- 操作説明
- ネットあいちへ
- 気象庁のページへ
- 土砂災害情報マップへ
- トップページへ(お問い合わせ)

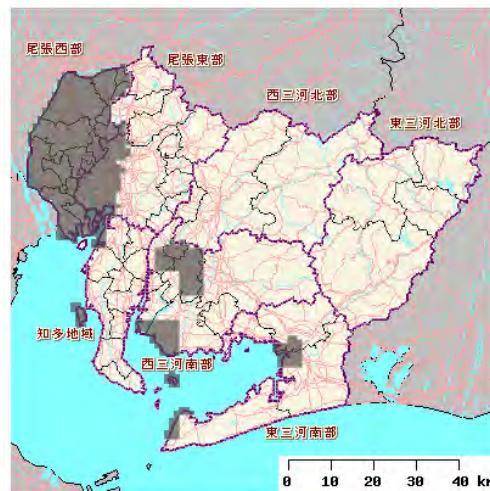
表示時間

08/24 10:00

進む

最新

土砂災害危険度情報(県全域)



※ 地区ごとの降雨を3時間先まで予測して判定を行っているため、誤差があることをご承知ください。
危険度レベルが低い表示の地区の方も、周辺の情報や現地の状況に注意してください。



土砂災害危険度

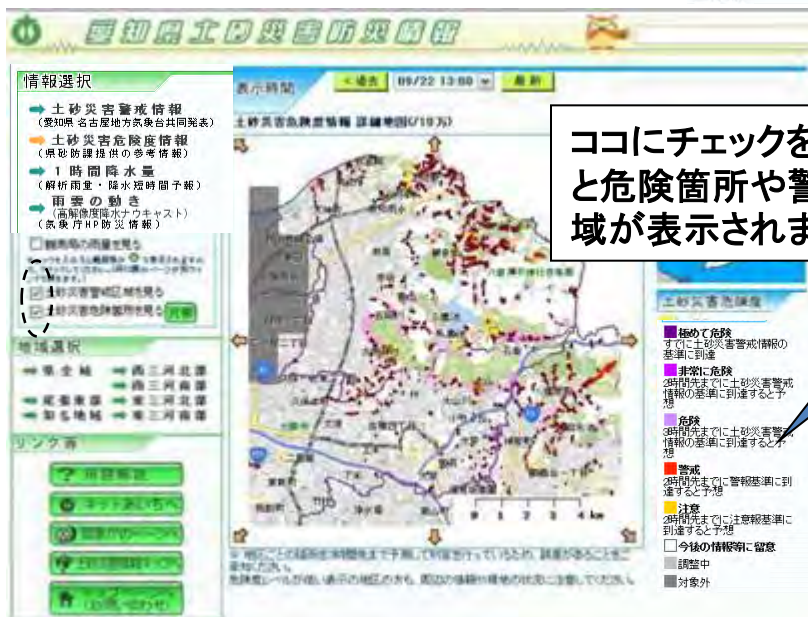
- 極めて危険
すでに土砂災害警戒情報の基準に到達
- 非常に危険
2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
- 危険
3時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想
- 警戒
2時間先までに警戒基準に到達すると予想
- 注意
2時間先までに注意報基準に到達すると予想
- ☐ 今後の情報等に留意
- ☐ 調整中
- ☐ 対象外

土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報の見方(3)

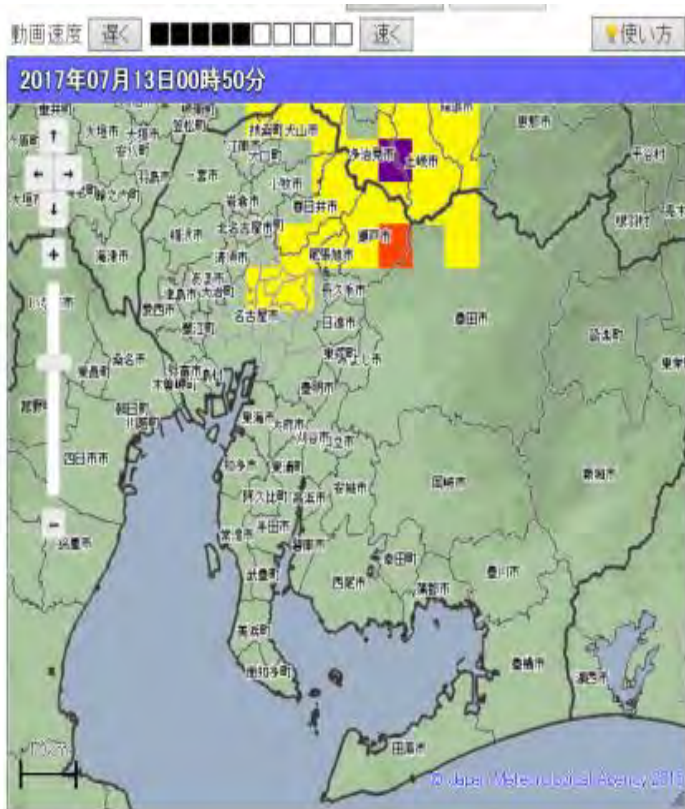
土砂災害危険度情報の機能

- ・図の拡大
- ・土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の表示



観測精度等を考慮すると、このメッシュが危険ではなく、このメッシュ及びその周辺が危険と考える必要があります。

〈参考〉気象庁HP 土砂災害警戒判定メッシュ情報



土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土壌雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を5km四方の領域（メッシュ）毎に階級表示した情報で、分布図で表示します。10分毎に更新しています。

■ 危険度の色と避難行動

色が持つ意味	説明	内閣府のガイドラインで土砂災害警戒区域等を対象に発令が必要とされている避難情報
極めて危険 すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	[実況で土砂災害警戒情報の基準に到達] 過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する 極めて危険 な状況。命に危険が及ぶような土砂災害が すでに発生 している。この状況になる前に土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への 避難を完了しておく必要がある 。	避難指示(緊急)
非常に危険 2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	[予想で土砂災害警戒情報の基準に到達] 命に危険が及ぶような土砂災害がいつ発生してもおかしくない 非常に危険 な状況。速やかに土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への 避難を開始する 。	避難勧告
警戒 (警報級) 2時間先までに警報基準に到達すると予想	[実況または予想で大雨警報の基準に到達] 土砂災害への 警戒 が必要。 避難の準備 をして早めの避難を心がける。 高齢者等は速やかに土砂災害危険箇所・土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所への避難を開始する 。	避難準備・高齢者等避難開始
注意 (注意報級) 2時間先までに注意報基準に到達すると予想	[実況または予想で大雨注意報の基準に到達] 土砂災害への 注意 が必要。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意する。	-
今後の情報等に留意	[実況及び予想で大雨注意報の基準未達] 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	-

3 (3) 災害時の情報収集・伝達手段

情報収集手段（国・県関係HP、各種サービス紹介）

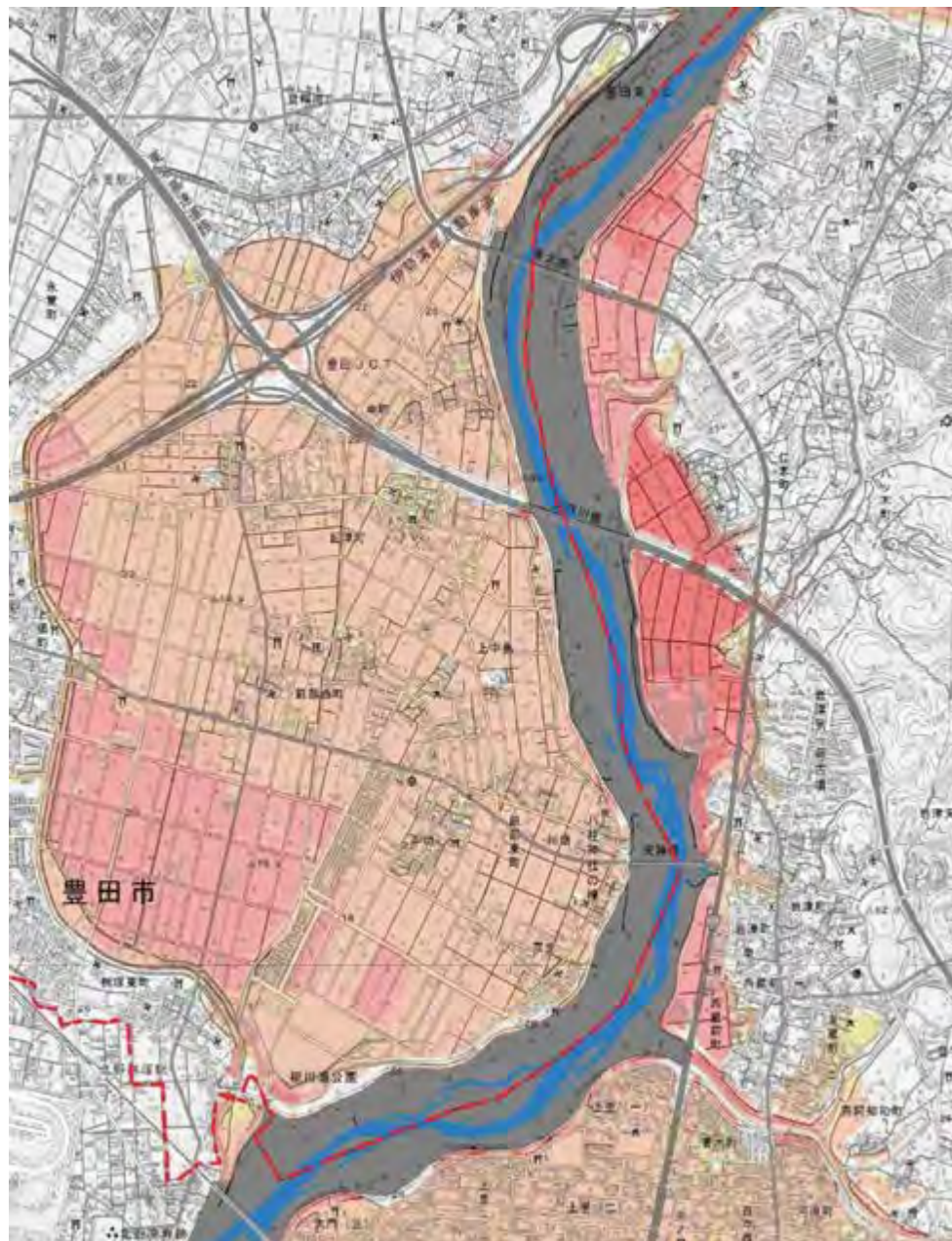
水位を予報・周知する河川

○洪水により重大又は相当な損害を生じる恐れがある※「中小河川」を
「洪水予報」又は「水位周知」河川として指定

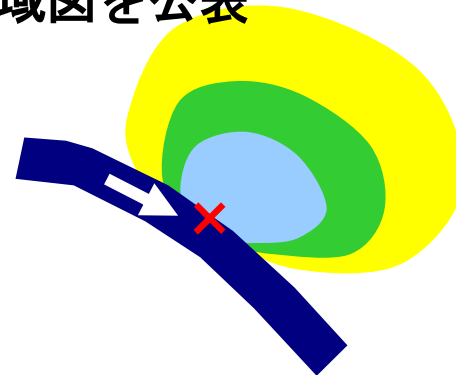
※基準：流域面積概ね30km²、想定氾濫内人口5000人以上又は沿川にDIDを含む有堤河川を選定。



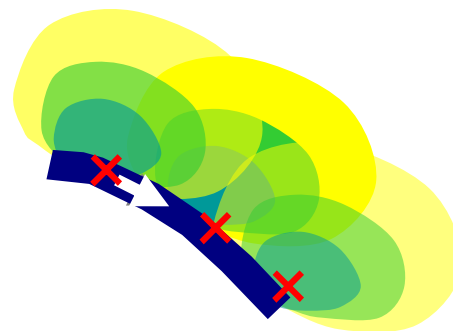
洪水浸水想定区域図



洪水予報河川及び水位周知河川においては、水防法に基づき、浸水想定区域図を公表



- ① 危険水位を超える可能性のある区間において、堤防が決壊した場合に想定される浸水深をシミュレーション



- ② 堤防の決壊箇所を設定し、浸水想定区域を重ね合わせて表示



洪水ハザードマップ

○ 浸水想定区域図を基に、避難に関する情報を住民にわかりやすく提供し、人的被害を軽減することを目的として作成

洪水ハザードマップのイメージ

情報の伝達経路

情報の伝達経路

市洪水ハザードマップ

市民体育館 市役所 小学校 電力 小学校 病院

NTT 中学校 ガス

小学校 病院 公民館

凡 例

- 浸水深0.5m未満の区域
- 浸水深0.5～1.0m未満の区域
- 浸水深1.0～2.0m以上の区域
- 避難区域界
- 地下空間
- 避難場所
- 行政機関
- 医療施設
- ライフライン管理機関

避難時の心得

- ラジオ、テレビで最新の気象情報、洪水警報を入手しましょう。
- 必ず事前の予知は、早急の避難が必要です。
- 避難する心持は必要最低限（貴重品、飲料水、懐中電灯、簡易ラジオなど）にし、2人以上での避難を心掛けましょう。
- 避難する心持は必要最低限（貴重品、飲料水、懐中電灯、簡易ラジオなど）にし、2人以上での避難を心掛けましょう。
- 避難する心持は必要最低限（貴重品、飲料水、懐中電灯、簡易ラジオなど）にし、2人以上での避難を心掛けましょう。

避難時の心得・持ち物

浸水想定区域・浸水深の明示

あなたの避難場所一覧

避難対象地区名	避難場所	所在地	電話番号
花巻市中央地区	花巻市中央地区避難所	花巻市中央地区	24-2111
花巻市東地区	花巻市東地区避難所	花巻市東地区	24-2111
花巻市西地区	花巻市西地区避難所	花巻市西地区	24-2111
花巻市南地区	花巻市南地区避難所	花巻市南地区	24-2111
花巻市北地区	花巻市北地区避難所	花巻市北地区	24-2111

行政機関一覧

機関名	所在地	電話番号
花巻市役所	花巻市役所	24-2111
花巻市消防局	花巻市消防局	24-2111
花巻市警察署	花巻市警察署	24-2111
花巻市立病院	花巻市立病院	24-2111

医療機関一覧

機関名	所在地	電話番号
花巻市立病院	花巻市立病院	24-2111
花巻市立病院	花巻市立病院	24-2111
花巻市立病院	花巻市立病院	24-2111
花巻市立病院	花巻市立病院	24-2111

ライフライン管理機関一覧

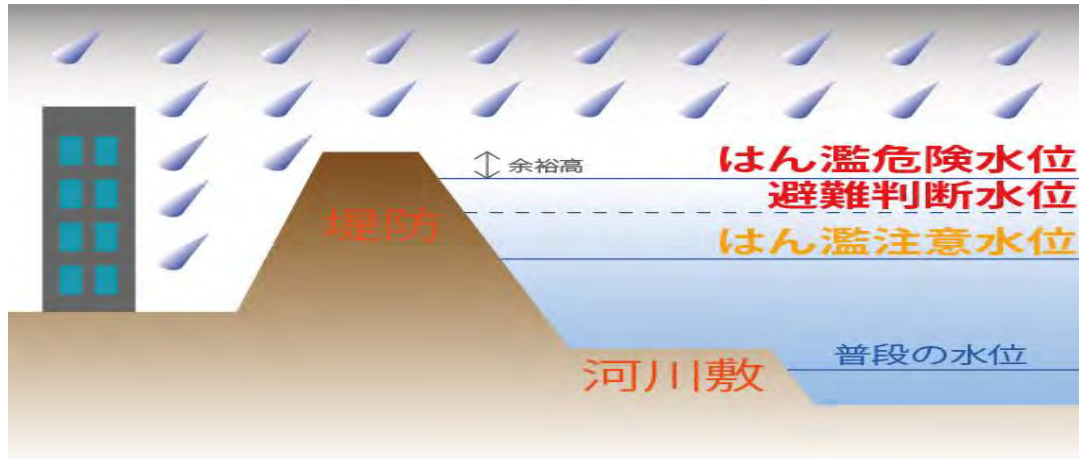
機関名	所在地	電話番号
花巻市ガス	花巻市ガス	24-2111
花巻市水道	花巻市水道	24-2111
花巻市電力	花巻市電力	24-2111
花巻市通信	花巻市通信	24-2111

(資料) 国土交通省



河川水位情報

矢作川（洪水予報河川）、逢妻川（洪水予報河川）、
逢妻女川（水位周知河川）籠川（水位周知河川）



	矢作川 岩津	矢作川 高橋
【はん濫危険水位】 ○洪水により相当の家屋 浸水等の被害を生じる 氾濫の恐れがある水位	8.5m	6.8m
【避難判断水位】 ○住民の避難判断の参考 になる水位	7.8m	5.9m
【はん濫注意水位】 ○住民の氾濫に関する情報 への注意喚起	4.9m	2.7m

	逢妻 女川 千足	籠川 京町
【はん濫危険水位】 ○洪水により相当の家屋 浸水等の被害を生じる 氾濫の恐れがある水位	2.2m	2.95m
【避難判断水位】 ○住民の避難判断の参考 になる水位	1.9m	2.65m
【はん濫注意水位】 ○住民の氾濫に関する情報 への注意喚起	(1.80m)	(2.10m)

矢作川の防災情報(矢作川)1／4

大雨時の川のはん濫の危険性を知らせる

国土交通省 川の防災情報

身近な「雨の状況」、「川の水位と危険性」、「川の予警報」などをリアルタイムでお知らせするウェブサイトです。



住民の方々が自らはん濫の危険性を知り、的確な避難行動などに役立つように、

利用者目線に立った新しい『川の防災情報』がはじまります！

(平成28年3月28日夜間に開始予定)

パソコンから <http://www.river.go.jp/>

スマートフォンから <http://www.river.go.jp/s/>

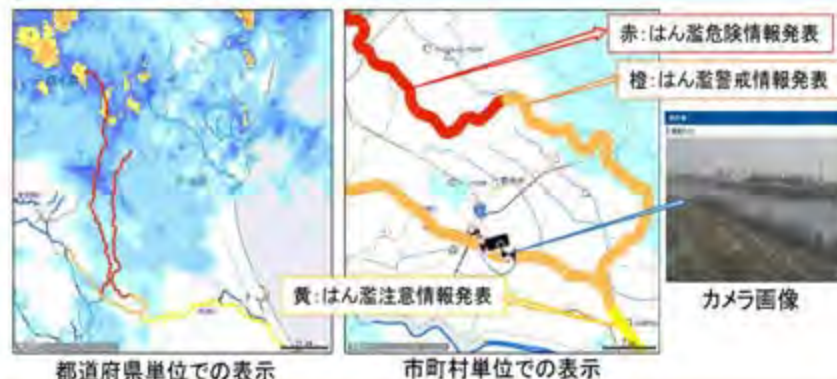


国土交通省

■あなたが住んでいる場所のはん濫の危険性を知ることができます。

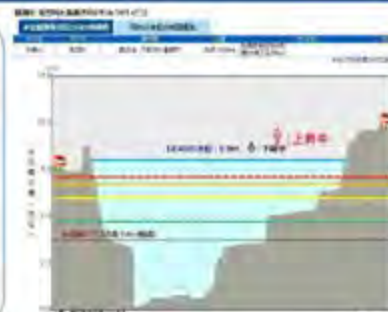
川の水位や雨の現在の状況がわかります。

- ・水位の変化に応じて予警報が発表されると川の表示の色が変わります。
- ・カメラのアイコンをクリックすると、現在の川の状況をカメラ画像で確認することができます。
- ・レーダーによる雨の状況もわかります。



川の水位で現在のはん濫の危険性がわかります。

- ・川の水位が上昇している時は水位情報と共に **↑:上昇中** の表示がされます。
- ・近くの川の水位が高いほど、身近ではん濫する可能性が高まります。
- ・はん濫の危険性が高くなっている川の近くでは、身の安全の確保を図るなど、適切な防災行動をお願いします。



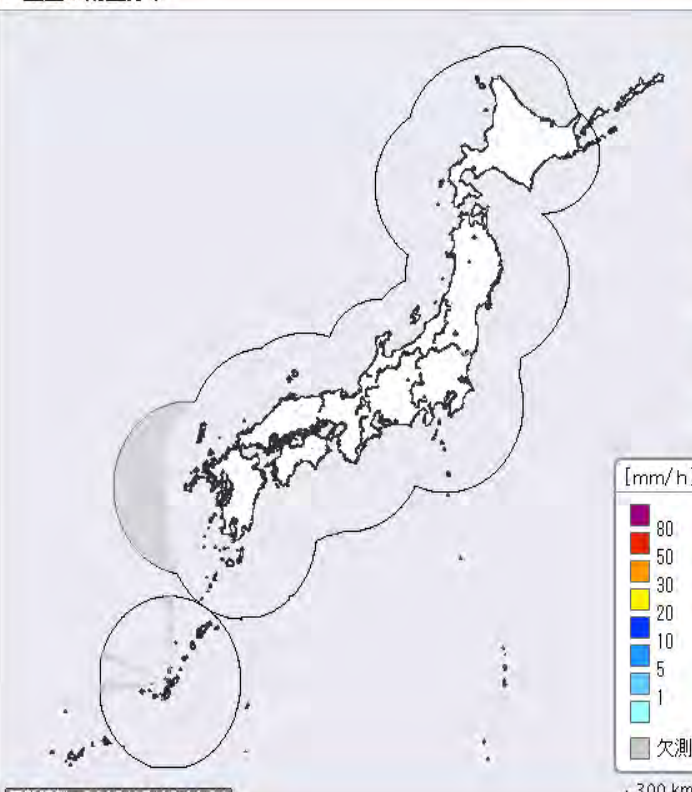
矢作川の防災情報(矢作川)2／4

国土交通省 川の防災情報

全国概況

情報の見方 水位雨量 カメラ レーダー ダム 水質 河川の観測所 お知らせ Q&A リンク 操作方法 サイトマップ 水防関係

■全国の雨量分布



更新時刻: 2018/07/18 11:20

■河川の水位と雨量の状況、浸水想定区域図

地域を選択してください

北海道	東北	関東	北陸
中部	近畿	中国	四国
九州	沖縄	全国	

市町村名・都道府県名から探す 検索

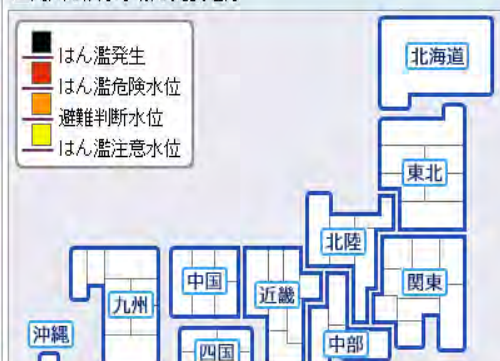
郵便番号・市外局番から探す 郵便番号 市外局番

■大雨が降っている、または、河川の水位が高い観測所

地上雨量が 60分 30mm以上 ☐ 河川の水位が はん濫注意水位以上 ☐

■河川の洪水予報の発表地方

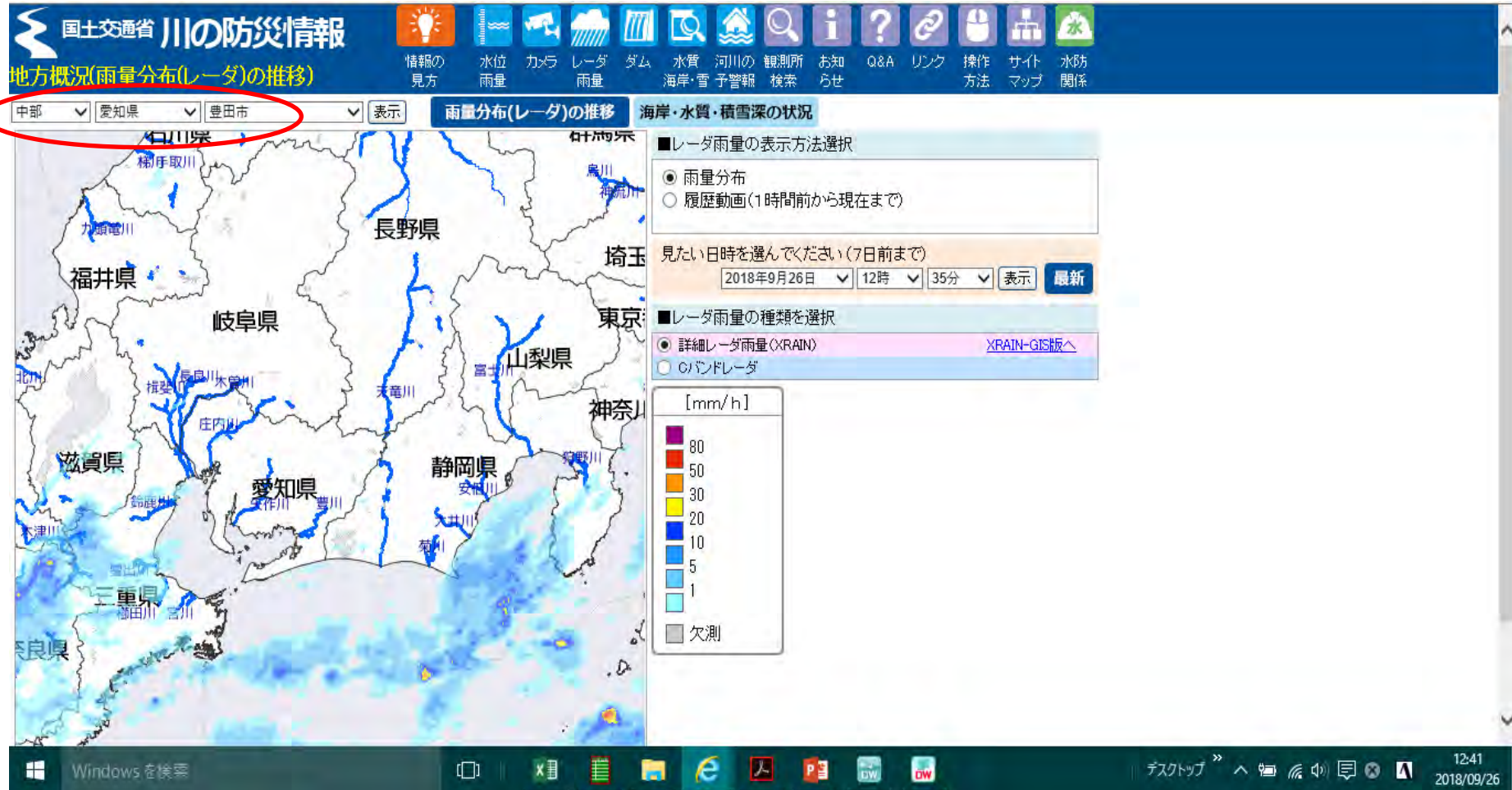
はん濫発生
はん濫危険水位
避難判断水位
はん濫注意水位



北海道 東北 北陸 関東 中部 近畿 中国 四国 九州 沖縄

中部を選択

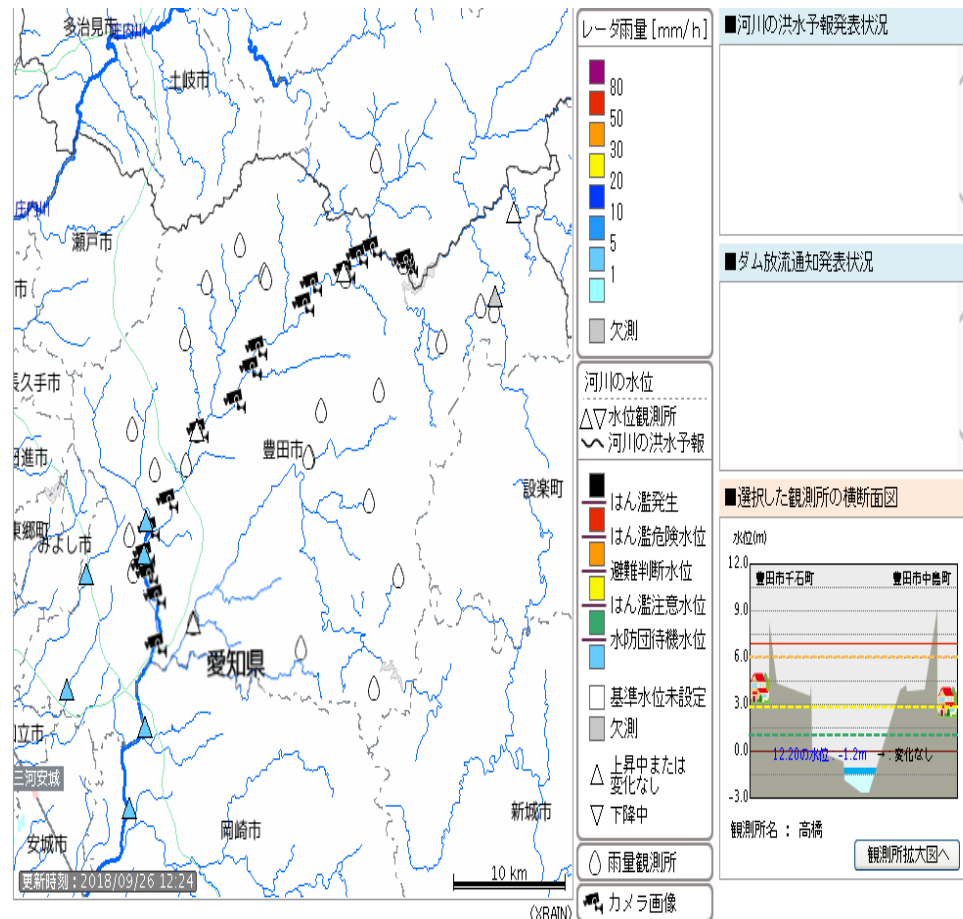
矢作川の防災情報(矢作川)3／4



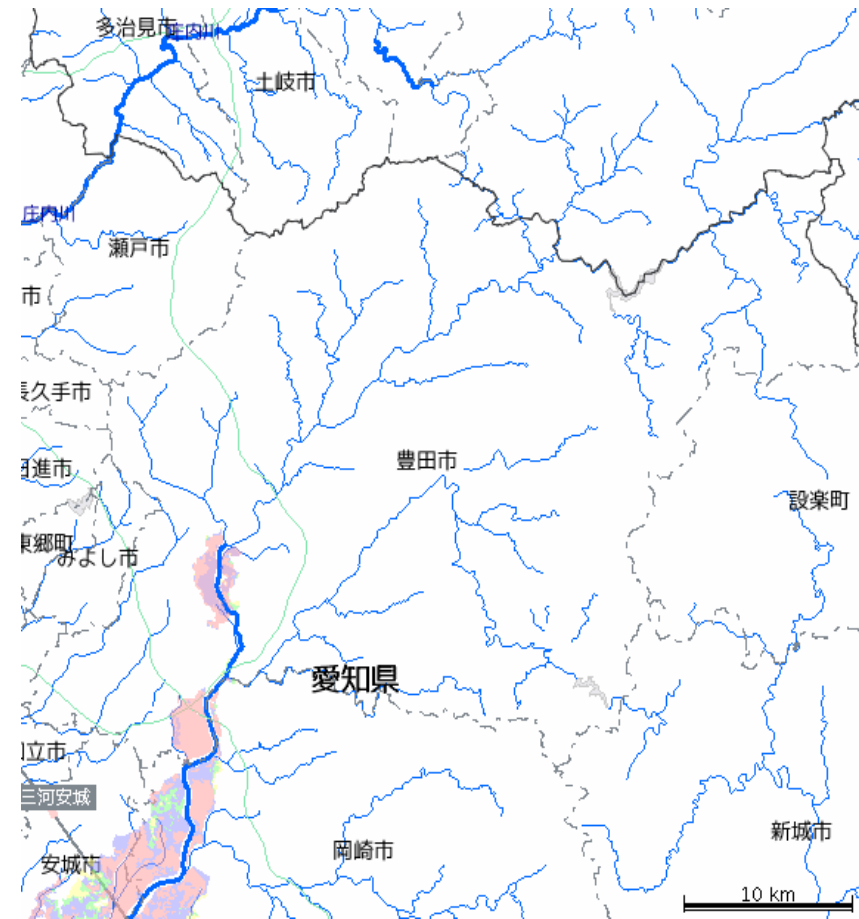
中部－愛知県－豊田市を選択

矢作川の防災情報(矢作川)4／4

矢作川 豊田市内(水位計、カメラ等)



矢作川 豊田市内(洪水浸水想定区域図)



豊田市内雨量情報や矢作川の水位計やカメラ、洪水浸水想定区域を閲覧できる。

愛知県川の防災情報(籠川、逢妻女川など)



【提供情報】

雨量、県管理河川の水位
県管理河川のカメラ画像 など

※国土交通省 川の防災情報(矢作川)

愛知県 みずから守る防災情報メールサービス

登録型防災情報メール

愛知県 みずから守る防災情報 メールサービス

大雨、洪水、土砂災害などの防災情報を
携帯電話・スマートフォンに
メールでお知らせします
(パソコンでも登録可能です)



防災情報メールが届いたら



早く帰宅して非常 親戚や知り合いの 大雨に備えて避難 キャンプを中止 急いで川から遠い
時に備えよう 家は大丈夫かな の準備をしよう して帰宅しよう 場所へ避難しよう

防災情報メールの登録方法

携帯電話・スマートフォン・パソコン共通です。

ご登録は ml-entry@aichi.kasen-owari.jp へ空メールを送信



※「QRコード」で、
株式会社サンソーウェブ
の登録可能です。

配信メール例

こちらは愛知県です。
水位周知情報をお知らせします。

9月25日 3時30分

五条川 曾野水位観測所(岩倉市)で避
難判断水位に到達
五条川流域の1時間後予測雨量は
8.0mm

■メール配信の変更・解除
(空メール送信先)

変更⇒

ml-entry-aichi@mail.kasen-owari.jp

解除⇒

ml-remove-aichi@mail.kasen-owari.jp

※このメールには返信できません

こちらは愛知県です。
気象情報(警報・注意報)をお知らせし
ます。

9月24日 16時38分

名古屋市
大雨注意報 発表
洪水注意報 発表

■メール配信の変更・解除
(空メール送信先)

変更⇒

ml-entry-aichi@mail.kasen-owari.jp

解除⇒

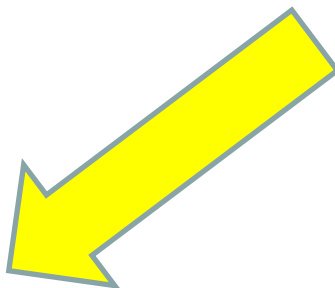
ml-remove-aichi@mail.kasen-owari.jp

※このメールには返信できません

【配信情報】

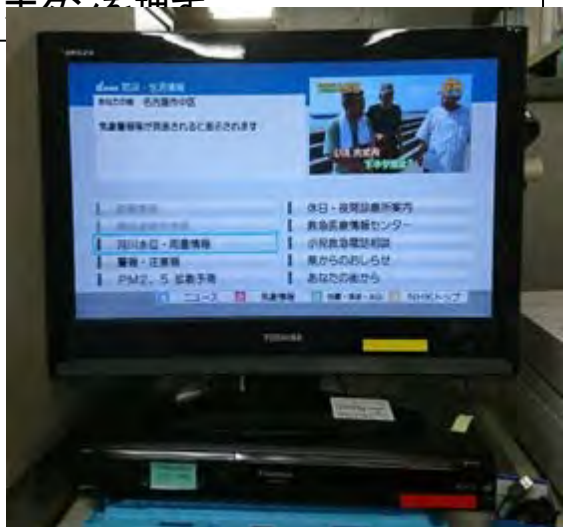
指定河川洪水予報、水位周知河川情報(籠川、逢妻女川)、
土砂災害警戒情報、気象情報、地震情報など
※矢作川については、水位情報は配信していません。

テレビ(データ放送)で見る(NHKとメーテレのみ)



①デジタルテレビのリモコンの「d」ボタンを押す

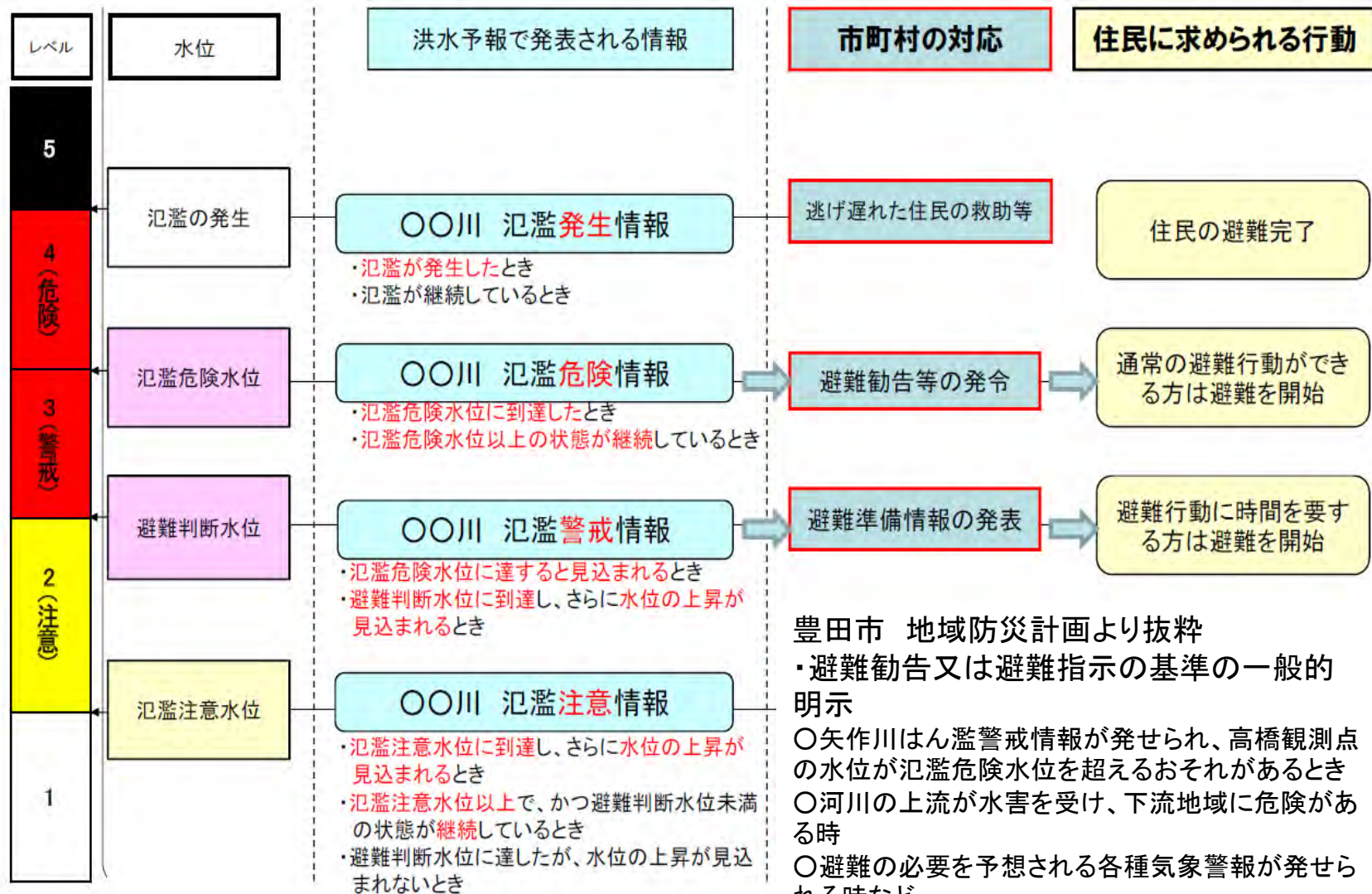
②「防災・生活情報」を選択



③「河川水位・雨量情報」を選択

④水位観測所の水位と雨量情報が表示
矢作川(岩津水位観測所)表示

河川水位と洪水予報と避難情報の関係



緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信 ～平成29年5月1日から矢作川で洪水情報が配信～

中部地方整備局 豊橋河川事務所では、平成29年5月1日から、自治体や携帯事業者との調整等が整った豊川水系豊川及び豊川放水路流域自治体、矢作川水系矢作川流域自治体において洪水情報のプッシュ型配信を開始します。

他の国管理河川については、今後も順次配信エリアを拡大していきます。

※ 洪水情報とは、指定河川洪水予報の氾濫危険情報(レベル4)及び氾濫発生情報(レベル5)の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

3 (3) 災害時の情報収集・伝達手段

市からの避難情報

市の指定緊急避難場所・避難所

- 指定緊急避難場所（105箇所）

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所

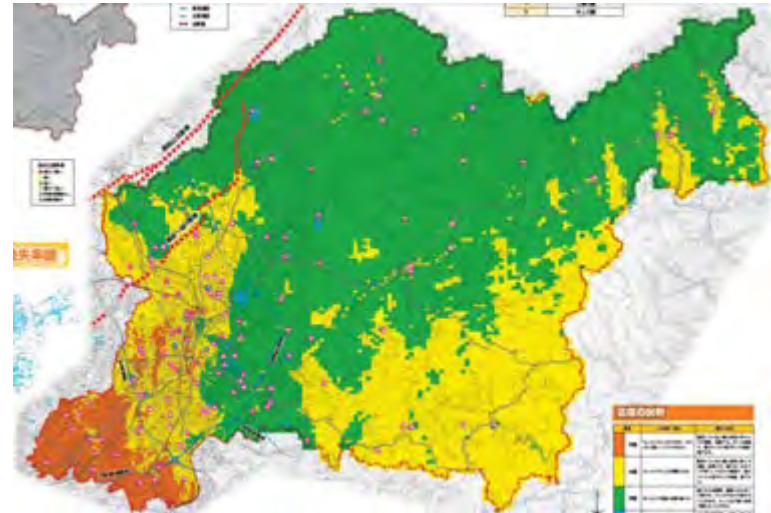
- 指定避難所（115箇所）

災害発生後、施設の安全が確認された後に被災者が生活する場所

避難場所・避難所の場所は市HP、地震ハザードマップ、とよたアイマップ等で確認することができます。



避難所看板



豊田市地震ハザードマップ

市からの情報伝達手段

正確な災害情報を入手する

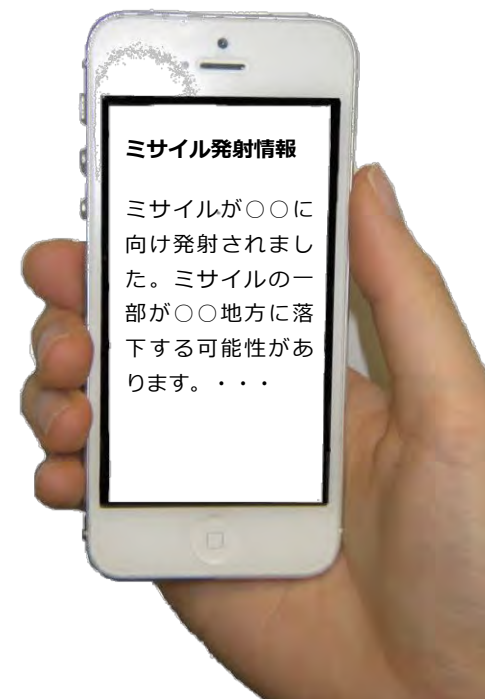
市からの情報伝達手段

- **防災行政無線（自治区放送施設との接続も可）**
- **豊田市ホームページ**
- **CATV（ひまわりネットワーク）**
- **コミュニティFM（ラジオ・ラビィート78.6MHz）**
- **そのほかテレビやラジオのニュース**
- **緊速報急メール、エリアメール**
- **緊急メールとよた**
- **Yahoo！防災速報（スマートフォン向けアプリ）**
- **防災ラジオ**

緊急メールとよた

- 豊田市の登録制メール配信サービス
- 登録無料
- 必要な情報を選択可能
 - ☐ 地震情報（市内で観測した震度情報）
 - ☐ 気象注意報・警報・特別警報
 - ☐ 土砂災害警戒情報
 - ☐ 竜巻注意情報
 - ☐ 指定河川洪水予報情報
 - ☐ 国民保護情報（テロ・ミサイル発射等）
 - ☐ 防犯情報

※避難情報は登録者全員に配信されます。



緊急メールとよた
QRコード

Yahoo!防災速報（スマートフォン向けアプリ）



あらゆる災害情報をキャッチ！

災害が起こる前に、地震・豪雨・津波などの情報を通知します。
通知のオン・オフも設定可能。



地震情報



豪雨予報



津波予報



火山情報



気象警報



- **登録無料！**
- **地域を設定するだけで、災害時にプッシュ通知でお知らせ！**
- **国内最大3地点に加えて、位置情報で現在地へ通知するため、どこにいても安心！**
- **上記の情報以外に、自治体からの災害関連の重要な情報も届きます。**

市からの避難情報

区分と発令時の行動

避難準備・高齢者等避難開始

- ・いつでも避難ができるよう準備を開始する。
- ・高齢者等の避難に時間を要する人は避難を開始する。

避難勧告

- ・避難場所へ避難を開始する。
- ・避難が難しいときは、近隣又は屋内の安全な場所(浸水や土砂災害の恐れのない場所や高層階など)へ避難するなど、速やかに命を守る行動をとる。

避難指示(緊急)

- ・直ちに避難を完了する。
- ・避難が難しいときは、近隣又は屋内の安全な場所(浸水や土砂災害の恐れのない場所や高層階など)へ避難するなど、速やかに命を守る行動をとる。

緊急度

※地形や状況によっては避難する必要がない場合もあります。
平時から身のまわりの自然災害ごとの危険性を把握しておき、
状況に応じて避難の必要性を判断しましょう。

4 作成した計画の提出方法について

- ・ 計画を作成したら → 市へ報告することとなります。

＜提出方法＞

（１）新規で計画を作成した場合

**様式「避難確保計画作成（変更）報告書」 + 作成した「避難確保計画」
2部を担当課（各施設所管課）へ提出**

- ※ 報告用の様式は市HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」→「6 避難確保計画の提出」に掲載
- ※ 各施設の提出先は市HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」→「2 対象施設」に掲載されている資料内に記載
- ※ 提出された計画は施設所管課、防災対策課で内容を確認し、必要に応じて修正等を実施後に各施設所管課から作成者へ返送します。返送は計画提出後約1～2週間後となる見込みです。

- ・ 計画を作成したら → 市へ報告することとなります。

<提出方法>

(2) 消防計画に追記して作成した場合

様式「消防計画作成（変更）届出書（避難確保計画用）」 + 作成した「消防計画」2部を消防本部 予防課へ提出

※ 届出書の様式は市HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」→「6 避難確保計画の提出」に掲載

※ 消防本部、防災対策課で内容を確認し、必要に応じて修正等を実施後に防災対策課から作成者へ返送します。返送は計画提出後約 1 ～ 2 週間後となる見込みです。

<提出期限>

各施設の提出先への提出を11月30日（金）までにお願いします。

避難確保計画作成(変更)報告書	
平成 年 月 日	
(あて先) 豊田市長	
届出者 (要配慮者利用施設の所有者・管理者)	
住 所	
氏 名	
電 話 ()	
避難確保計画を別添のとおり作成(変更)しましたので資料提出します。	
施設の名称	
施設の住所	
添付資料の内容	避難確保計画 (洪水・土砂災害)
施設の用途 その他特記事項 (変更の場合は主要な変更事項)	
※受 付 欄	※経 過 欄
備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。	
2 避難確保計画は2部提出すること。	
3 ※欄は記入しないこと。	

避難確保計画作成(変更)報告書

【様式編】
洪水時の避難確保計画
【施設名： 】
平成 年 月 日 作成
-1-

作成した避難確保計画

5 今後の取組事項について

【計画作成に係る今後の取組予定】

・ 今回の説明会資料を市HPに掲載します

【掲載先】トップページ > くらしの情報 > 防災・防犯 > 防災 > 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

・ いただいた質問とその回答を市HPに掲載します。

問合せで受けた質問とその回答を市HPに掲載しますので、計画作成の参考に活用ください。本日の説明会の内容に関する質問は電話または配布資料の「質問シート」にて受け付けます。

・ オープンハウス方式による作成支援・相談会を開催します

【日時】平成30年11月12日（月）、21日（水）

【時間】午前10時～午後4時 【会場】豊田市役所 東大会議室 3・4

【内容】 会議室内に相談ブースを5～6箇所設け、計画作成の個別 相談に応じます。ブースにはPC、プリンター等も設置し、その場で計画作成・提出まで実施できる機会とする予定です。

※時間、内容は変更となる可能性があります。詳細については改めて連絡します。

本件に関する問い合わせ窓口等

<問合せ先>

内 容	問合せ先	TEL
浸水想定区域の指定状況等に関する事	愛知県河川課 管理G、企画G 豊田市河川課	052-954-6552 34-6672
土砂災害警戒区域の指定状況等に関する事	愛知県砂防課 企画・防災G 愛知県豊田加茂建設事務所 維持管理課 豊田市土木管理課	052-954-6560 35-9319 34-6644
計画の作成に関する事	豊田市防災対策課	34-6750
計画の提出に関する事	各施設所管課	

<関連資料・様式等掲載先>

豊田市HP 「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」

国土交通省 HP 「要配慮者利用施設の浸水対策」